

軽井沢町緑の基本計画

概要版

平成 12 年 9 月

軽井沢町

目 次

はじめに	1
第1章 軽井沢町の概況	3
1. 軽井沢町の位置	3
2. 軽井沢町の概況	4
3. 軽井沢町の緑の特性	6
4. 緑に関する課題の整理	8
第2章 計画の基本方針	9
1. 緑の基本理念	9
2. 基本方針	10
3. 施策の体系	11
第3章 緑地の配置方針	13
1. 環境保全系統配置方針	13
2. レクリエーション系統配置方針	18
3. 防災系統配置方針	27
4. 景観構成系統配置方針	29
5. 総合的緑地配置方針	32
第4章 緑地の保全及び緑化の目標	37
1. 計画フレーム	37
2. 緑地の確保目標水準	38
3. 都市公園等の施設緑地として整備すべき緑地の目標水準	38
第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策	39
1. 施設緑地の整備目標及び整備方針	39
2. 地域制緑地の指定目標及び指定方針	42
第6章 緑化重点地区計画	49
1. 緑化重点地区の設定	49
2. 地区の現況	50
3. 課題の整理	53
4. 地区緑化の基本方針	54
5. 地区緑化計画	55

はじめに

1. 緑の基本計画の目的

軽井沢町は、国内有数の保健休養地として緑豊かなまちであるが、別荘地における敷地の細分化や企業保養所の撤退、さらにはゴルフ場の建設により、保健休養地にとって最も重要な緑が失われつつある。こうした中、軽井沢町がその都市計画マスタープランで述べている「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」のまちの将来像を実現するためには、今後のまちづくりの中で、公園緑地を体系的に整備・保全していくことが課題となっている。

緑の基本計画は、これらの課題に対処し、まちの骨格の形成、保健休養環境の維持、自然とのふれあいを通しての人間形成に対する諸効果、レクリエーション利用効果、防災に資する効果、景観構成効果などの機能を有する緑地を総合的に整備又は保全するために定める都市計画における基本的な計画の一つである。

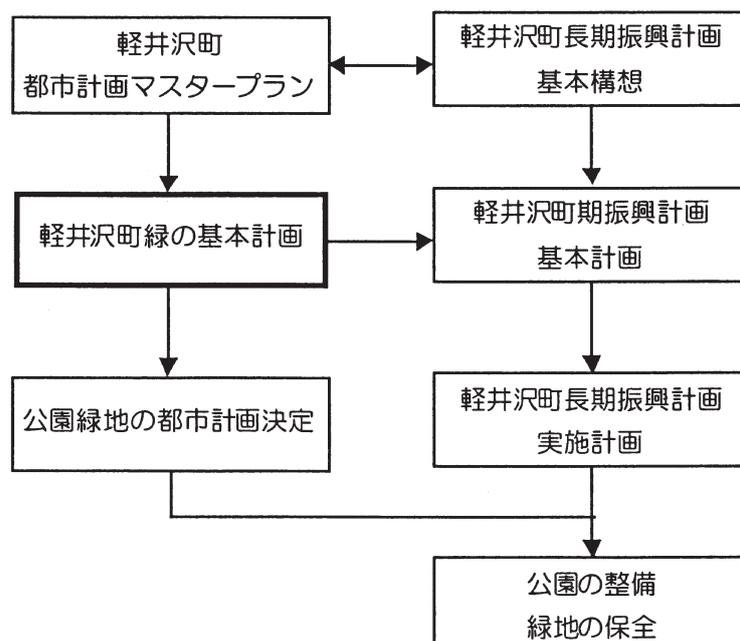
そのため「軽井沢町緑の基本計画」はこの主旨に沿って、「軽井沢町都市計画マスタープラン」のまちづくりの方針を前提とした21世紀に向けた軽井沢町の緑地配置の方針とその実現のための施策の方針を定めることを目的とする。

また、軽井沢町緑の基本計画は、「軽井沢町都市計画マスタープラン」における「住民意向調査」、「まちづくり交流会」及び「都市計画マスタープラン懇談会」等により、地域住民の意向や要望を把握しながら策定したものである。

2. 緑の基本計画の位置づけ

「軽井沢町緑の基本計画」は、「軽井沢町長期振興計画の基本構想」及び「軽井沢町都市計画マスタープラン」を上位計画として公園緑地に関する具体的な配置及び整備計画を定めたものである。今後、軽井沢町において公園緑地の整備又は保全を実施していくときのガイドラインとなるものである。

図-1 軽井沢町緑の基本計画の位置づけ



第1章 軽井沢町の概況

1. 軽井沢町の位置

(1) 地理的位置

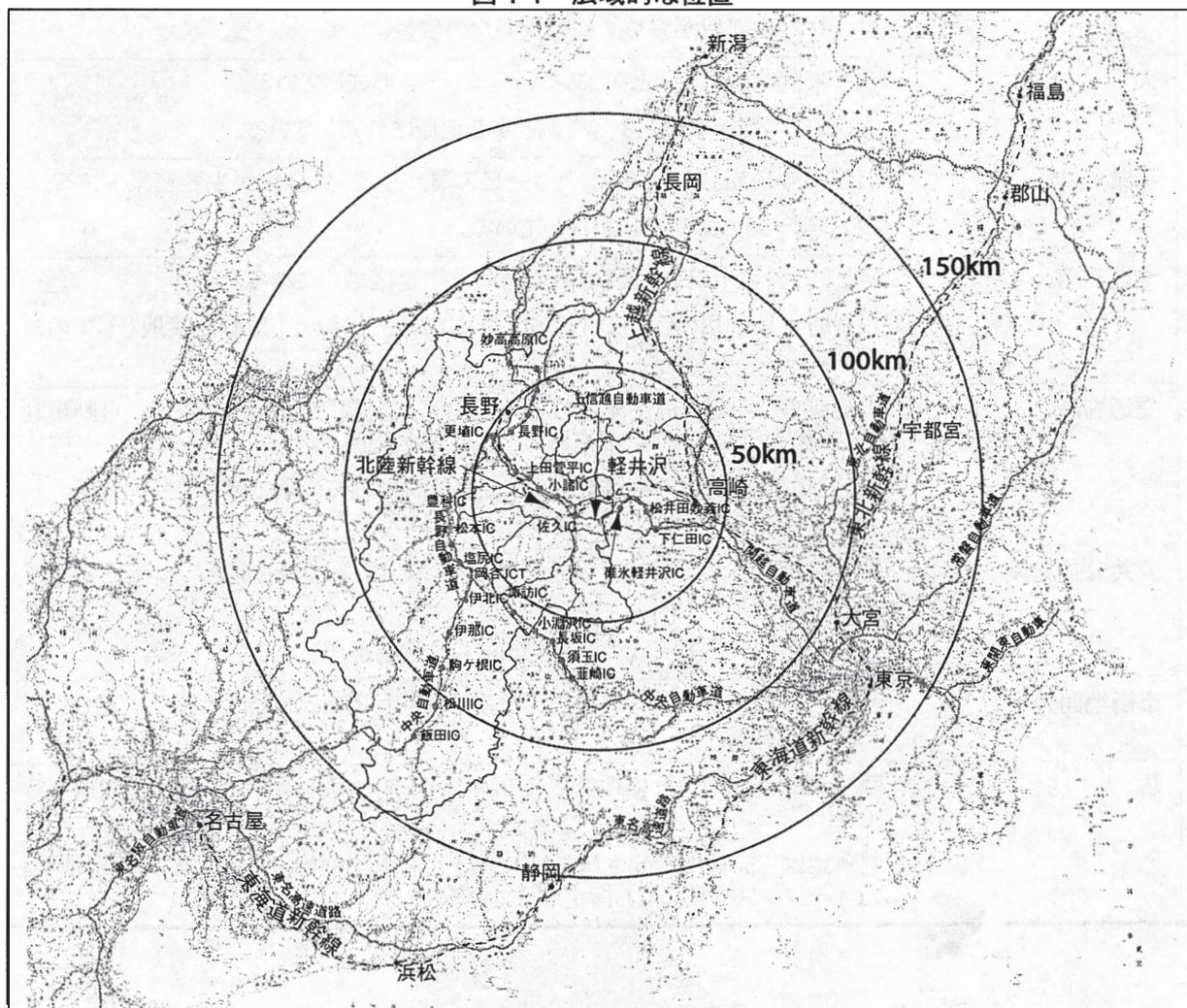
軽井沢町は、標高 2,568m の浅間山のすそ野に広がる浅間高原の東部に位置し、その面積は 156.05km² である。西は北佐久郡御代田町に、東及び南は群馬県碓氷郡松井田町、下仁田町に、北は群馬県吾妻郡長野原町、嬭恋村に隣接している。

長野県の県都である長野市とは約 50km の距離にあり、長野県の東端にある。また、上信越高原国立公園及び妙義荒船佐久高原国定公園に一部含まれる。

(2) 広域的な交通条件

軽井沢町は昔から交通の要衝地であり、信州への玄関口となっていたため、現在でも町内や周辺地域には主要な広域交通網があり、交通の便には恵まれている。鉄道については、北陸新幹線としなの鉄道が町の中央部を東西に通過し、軽井沢駅、中軽井沢駅、信濃追分駅の 3 駅がある。東京とは新幹線で約 70 分、長野市とは約 30 分で連絡されている。道路については、国道 18 号、国道 18 号バイパス、国道 146 号、主要地方道下仁田軽井沢線などにより周辺都市と結ばれている。また、上信越自動車道及び関越自動車道により、長野市、高崎市、前橋市さらには首都圏の主要都市と連絡されている。

図 1-1 広域的な位置



2. 軽井沢町の概況

現況調査の結果、緑の基本計画の策定にあたって重要な事項を現況特性として整理すると次のとおりである。

調査項目		現況特性等
自然的条件	気 候	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢は高原の保健休養地にふさわしい冷涼な気候である。 ・大都市のように顕著ではないが、建物が多場所や人が多く集まる場所は周辺より気温が高い。 ・霧は軽井沢東部地域の別荘の風景を維持している。
	地形・地質	<ul style="list-style-type: none"> ・なだらかな高原状の地形をしている。 ・浅間山による火山噴出物でおおわれている。
	植 生	<ul style="list-style-type: none"> ・浅間山の噴火により失われた植生が天然林へ移行する過程にあり、愛宕山から離山にかけての地域における本来の植生は草地である。
	動物相	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の山岳地帯では、多くの野生動物の生息が確認されている。 ・近年、サルやクマが別荘地をはじめとして居住エリアに出没している。
	水 系	<ul style="list-style-type: none"> ・本州の分水嶺となっており、千曲川水系の最上流地域にあたる。 ・町内には小河川が多く、軽井沢独自の風景をつくっている。
社会的条件	人 口	<ul style="list-style-type: none"> ・人口密度は低く、ゆとりのある居住エリアを形成している。 ・人口の多くは、国道18号を軸とする地域に分布している。
	産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> ・別荘者や観光客を対象としたサービス業、小売・飲食業が主要産業である。 ・観光客の60%が夏期に集中している。
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの都市的土地利用が用途地域指定区域内にある。 ・自然的土地利用のうち広い面積を占めている山林が、保健休養地としての緑の景観をつくっている。
	交通施設	<ul style="list-style-type: none"> ・上信越自動車道とは主要地方道下仁田軽井沢線で連絡されており、自動車利用で軽井沢を訪れる時の玄関口となっている。 ・北陸新幹線、しなの鉄道が東西に走り、両線の接続駅である軽井沢駅が、鉄道利用で軽井沢を訪れる時の玄関口となっている。
	公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> ・町の主要な公共施設は役場周辺に立地しており、公共施設ゾーンを形成している。 ・各地区には、公民館分館、児童館、児童遊園が整備されている。
	市街地開発等	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢駅前地区には、良好な街並み形成を目的とした地区計画が決定されている。
	防 災	<ul style="list-style-type: none"> ・軽井沢は災害が少ない地域であるが、がけ崩れや地滑りが局地的に発生する心配はある。 ・避難地は75箇所指定されており、軽井沢南部地域のゴルフ場などの大規模なオープンスペースにも指定されている。

調査項目		現況特性等
緑地 現況 等	緑地現況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などの施設緑地は用途地域指定区域内にある。 ・上信越高原国立公園などの地域制緑地により、軽井沢の約70%が緑地指定されている。 ・居住者の多い国道18号を軸とした地域に、多くの公園が整備されている。
	緑化状況	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を含めて公共施設の敷地では、中低木を主体とした植栽となっており、周辺の別荘地や山林と比べて明るいイメージである。 ・河川沿いは自然に近い形態で整備されている。 ・民有地のうち別荘地では、大きな樹木が多く落ち着いた雰囲気である。 ・住宅地や商業地では生垣などの整備が進んでいるが、別荘地に比べると緑が少ない。
レクリエーション 施設・資源		<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境に加えて、歴史的・文化的施設や資源が多くあり、軽井沢の魅力の一つとなっている。
景 観		<ul style="list-style-type: none"> ・緑に囲まれた別荘地が軽井沢の景観的イメージとなっている。 ・各地域は、それぞれ優れた郷土景観をもっている。 ・軽井沢の領域を感じさせてくれる山並みの中に、浅間山などのランドマークとなる山々がある。
緑に対する意向・要望等		<ul style="list-style-type: none"> ・「自然豊かなまち」を町の発展方向に考えている人が多く、自然を基本としたまちづくりが望まれている。 ・別荘所有者は、新たな公園緑地整備の必要性を感じていない。むしろ周辺の緑の保全に関心がある。 ・常住者は、子どもの遊び場となる身近な公園の整備を望んでいる。 ・あるがままの自然を残してもらいたい。 ・農業体験ができる場がほしい。 ・まちを花や野草でいっぱいになりたい。 ・野鳥・小動物の生息地として自然林を守っていききたい。 ・湯川のふるさとの川づくりを上流や下流にも延長してほしい。 ・川沿いの遊歩道など、安全に散策できる道がほしい。 ・緑を守り、増やしてほしい。

3. 軽井沢町の緑の特性

軽井沢町の緑の特性を、施設としての「公園」と存在価値としての「緑地」に分けて整理すると次のとおりである。

(1) 公園の特性

①風越総合公園は軽井沢町のスポーツレクリエーションの中心となっている。

風越公園では、長野オリンピック会場となったアリーナのほかに運動場、テニスコートなど質の高い施設が整備されており、町全体を対象としたスポーツレクリエーションの場として活用されている。

②公園は、常住者が居住している地区に配置されている。

街区公園を始めとする住区基幹公園は、人口集積が高い国道18号沿いの地区を中心に整備が進められている。

(2) 緑地の特性

①軽井沢町は緑で取り囲まれている。

浅間山から鼻曲山、留夫山、一ノ字山、矢ヶ崎山を経て八風山に至る山並みは、まちを取り囲む広大な緑地帯を形成している。

②軽井沢町は緑で区切られている。

北側から居住エリアに突き出した離山及び八風山から風越山に至る山並みによって、まちは区切られており、特徴ある地域に分割している。

③まちのシンボルとなっている浅間山は、まちのどこからでも眺められる。

浅間山は軽井沢町の背景として、また、精神的な拠り所としてシンボリックな山であり、すそ野を含めて雄大な景観を構成している。

④別荘地は緑の濃い落葉松などで覆われている。

別荘地は用途地域に指定されているものの、画地規模が大きく別荘敷地内は落葉松などの樹木が多く植えられているため、別荘地全体が広大な落葉松林となっている。

⑤軽井沢町原風景である草地景観が町南部に残されている。

元々、和美峠から旧軽井沢ロータリー、離山とその北側までは、樹木がなく草地が広がっていたが、軽井沢町の保健休養地や市街地形成の歴史の中で、現在のような落葉松林が形成されてきた。現在その軽井沢町原風景としての草地景観は、発地地区から杉瓜地区に広がる田園地域と南軽井沢付近のレクリエーション施設内に残されている。

⑥湯川は軽井沢町を南北に縦断し、自然地から別荘地及び市街地を貫いている。

湯川は白糸の滝を源流として、軽井沢町の中心を南北に縦断し風越山のふもとでその流れを西に変えている。また、周辺山々からはいく筋もの川が流れ出て湯川に合流している。

⑦文化の香り高い施設が周囲の緑と一体となって、軽井沢町の文化水準を高めている。

重要文化財に指定されている旧三笠ホテルや堀辰雄をはじめとした軽井沢町で活躍した文化人の記念館が周囲の緑と一体となってその価値を高めている。

⑧コミュニティの拠り所となる神社が周囲の緑と一体となって、地区のシンボルとなっている。

昔より地区の精神的な拠り所となっている神社が各地区にあり、境内地は祭りの舞台として、また、

日常的な子供の遊び場などに多目的に使用されている。周辺の緑はその背景となっている。

また、公園緑地に関するまちづくりの動向は次のとおりである。

①湯川ふるさと公園整備事業

国道18号と同バイパス間に湯川と一体となった公園・緑地の整備計画が地元住民による計画への提言を参考にしながらつくられ、今後、実現に向けて実施の段階に入っている。

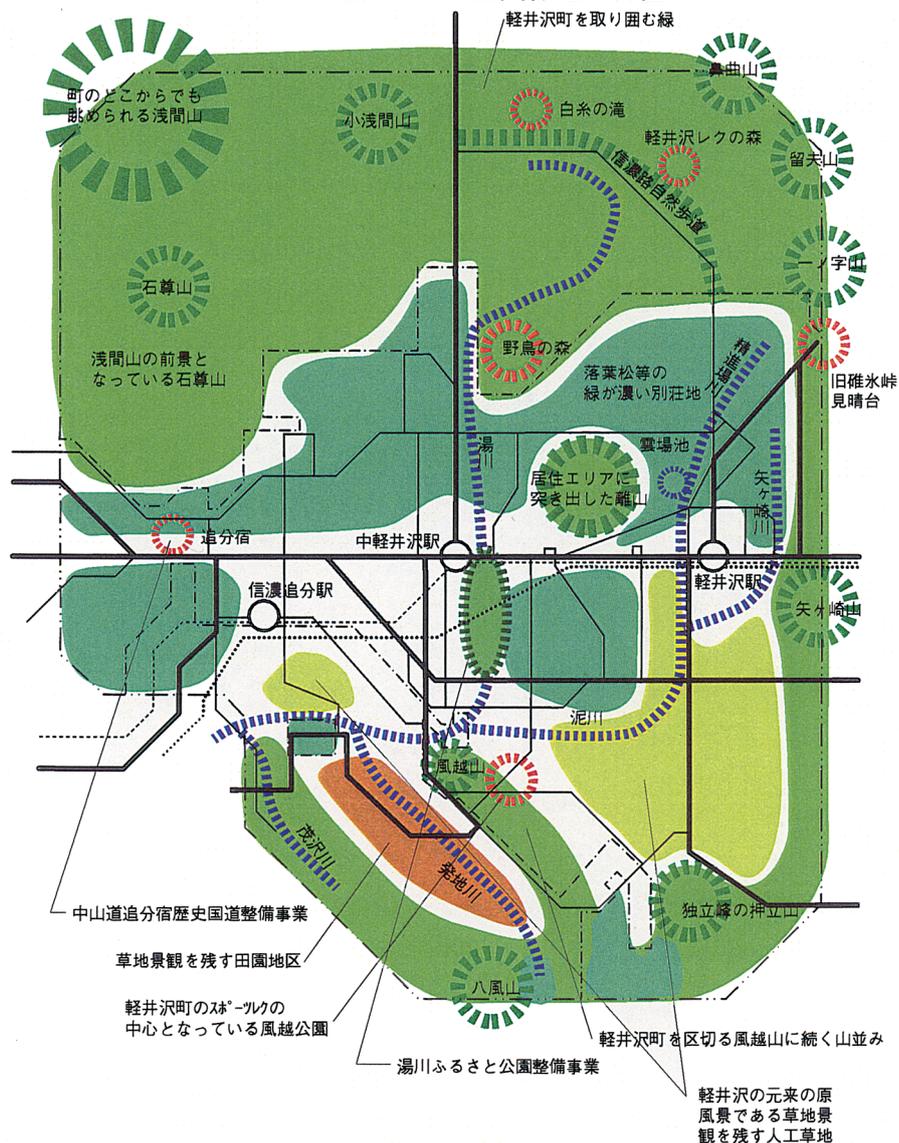
計画では、湯川の河川環境を保全して市街地内における良好な自然環境を創出するとともに、沿川市街地の憩いの場となる公園が配置されている。

②中山道追分宿歴史国道整備事業

国道18号及び町道追分村中線沿道を重要な歴史的・文化的価値を有する道路として、沿道の歴史的な建造物などの保存、復元及び活用を含めた整備計画がつくられ、住民協定が締結されている。

この事業は公園緑地を整備するものではないが、歴史的景観要素として沿道の緑地を保全していくなどの方策も必要と考えられる。

図2-2 軽井沢町の公園緑地の特性



4. 緑に関する課題の整理

軽井沢町の緑の特性等から、次のような軽井沢町における公園緑地の課題があげられる。

①まちを取り囲む緑地の保全（環境保全系統）

町を取り囲む広大な緑地や離山・風越山などの緑地は、軽井沢町の骨格を形成している。これらの緑地内には多くの野生動物が生息しており、生態系の維持のために緑地の保全が課題となる。また、軽井沢町周辺地域の飲み水の水源として重要な役割を担っており、安心して飲める水を供給して快適な生活を確保するために緑地の保全が課題となる。

②緑地としての別荘地の保全（環境保全系統）

軽井沢町と別荘者両者の自然保護の努力により、軽井沢町の別荘地は市街地ではなく豊かな緑地の様相となっている。そのため新たな別荘開発に際しても十分な対策を講じて、緑地としての別荘地の保全を図っていくことが保健休養地軽井沢の課題となる。

③体系的な公園の整備（レクリエーション系統）

街区公園などの日常生活圏における公園や商業地内の小公園に対する要望が多くあり、身近な公園が不足している。また、軽井沢東部地域の矢ヶ崎公園や軽井沢中部地域の長倉公園に対して、軽井沢西部地域では地域の中心となる中規模の公園が整備されていない。さらに風越公園ではスポーツ施設が中心となっており、軽井沢町全域を利用対象とし町の中心となる公園としては機能が不足している。

このような状況から体系的な公園整備を推進することが課題となる。すなわち日常生活圏における身近な公園と各地域の中心となる中規模の公園の整備及び充実が課題となる。

さらに風越公園では周辺に立地している町立植物園、軽井沢高原文庫などの文化的施設や湯川の自然と連携して南部レクリエーション拠点の機能の充実が課題となる。

④豊かな緑の活用（レクリエーション系統）

軽井沢町の骨格となっている広大な緑地内には軽井沢レクの森や野鳥の森など自然の中でのレクリエーション施設や白糸の滝などの景勝地が分布している。これらの利用促進を図るため、緑を活用したネットワークづくりが課題となる。

⑤災害防止のための自然の保全（防災系統）

緑地としての別荘地や広大な北部緑地は軽井沢町の多くの面積を占めており、これらの緑地がもつ保水機能や傾斜地崩壊防止機能などの災害防止のための役割を活かすことは、軽井沢町において安全なまちづくりを進めるための重要な課題となっている。

⑥自然景観の構成要素としての緑地の保全（景観構成系統）

軽井沢町の風景は、山並み、川、別荘地の緑などの自然景観が主体となっている。モダンで落ち着いた国際保健休養地の環境を保つためには、自然景観を構成する要素として緑地を保全していくことが課題となる。

第2章 計画の基本方針

1. 緑の基本理念

軽井沢町のまちづくりの基本理念である「軽井沢町都市計画マスタープラン」におけるまちの将来像「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」と将来構造をふまえ、「緑の基本計画」における緑の基本理念を位置づける。

軽井沢町の豊かな自然環境は良好な国際保健休養地を形成しており、この自然環境を背景として、「常住者」、「別荘者」、「観光客」の三者がさまざまな活動をしている。「常住者」は保健休養を目的に訪れる別荘者と観光客に質の高いサービスを提供することを生業としており、「別荘者」は別荘での読書や散策を楽しみ、時にはテニスやゴルフをして快適な保健休養生活を過ごしている。また、「観光客」は良好な保健休養地としての環境に触れるために訪れ、軽井沢町の歴史・文化に触れて、さらにテニスなどのスポーツを楽しんでいる。

この活動を支えているのは、「豊かな自然環境」であり、これがなければ「国際保健休養地：軽井沢」はあり得ないと考えられる。すなわち、軽井沢町の「豊かな自然環境＝緑」は、道路、水道、電気等と同じように、軽井沢町にとって重要な基盤でとなっている。

そのため、まちの将来像「豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地：軽井沢」を維持し、より質的な向上を図るため、軽井沢町の緑に関する基本理念を「軽井沢町の緑＝国際保健休養地：軽井沢を実現するための最も重要な基盤」と定め、魅力ある個性的な緑のまちづくりを推進していくものとする。

軽井沢町緑の基本計画の基本理念

軽井沢町の緑＝豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を
実現するための最も重要な基盤

2. 基本方針

一般的に緑地は下に示すような効果があり、概ね4つの効果に分類できる。したがって、この4つの分類にしたがい、緑の基本理念「軽井沢町の緑＝豊かな自然環境に囲まれた国際保健休養地軽井沢を実現するための最も重要な基盤」に基づいた軽井沢町の緑に関する基本方針を次のように設定する。

表 2-1 緑地の効果

環境保全効果	都市形態規制誘導効果 地域生態系保全効果 微気候調節効果 公害防止緩衝効果 視線誘導、遮へい効果	環境保全システムの緑地
利用効果	レクリエーション効果 教育効果	レクリエーションシステムの緑地
防災効果	災害防止効果 避難効果	防災システムの緑地
心理的効果	審美的効果 自然感享受効果 精神的リラックス効果	景観構成システムの緑地

(1) 緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する

軽井沢町周辺の広大な緑地は町の骨格であるとともに、常住者、別荘者、観光客の生活の背景となっていることから、軽井沢町を支える最も重要な基盤と位置づけて保全していく。

また、この広大な緑地は、多くの野生動物に生息場所を提供する重要な自然環境となっているため、自然生態の保全の視点から骨格となる緑地をつなぎ、より豊かな自然環境の維持を図っていく。

(2) 常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる

風越公園には体育館や多目的グラウンドをはじめとしたスポーツ施設があり、常住者の健康維持と子どもの体力増強のため多くの利用者がいる。塩沢湖周辺の美術館や追分宿にある堀辰雄文学記念館など町内に多く分布する歴史文化施設が余暇活動の場として多くの別荘者や観光客に利用されている。また、自然指向の高まりにより野鳥の森や湯川の河川敷の利用者も増えている。

このような余暇活動の多様化に対応するため、体系的に公園を整備していくとともに、湯川などの河川によって公園をネットワークし、利用を促進していく。

(3) 安全なまちを支える緑を守り、創出する

軽井沢町は災害の少ない所であるが、過去の実績から浅間山が噴火すると大きな被害が想定できる。浅間山のすそ野に広がる広大な緑地は、火砕流の速度を抑えて避難の時間的余裕を生み出してくれるものと考えられる。また、この緑地は急傾斜地において、がけ崩れや土砂の流出を防止して水害の被害からまちを守っている。そのため、これらを安全なまちを支える緑地として保全していく。

また、災害の発生時のために、多様な避難経路と安全な避難地を用意しておく必要がある。軽井

沢町では、地域防災計画に基づいて災害時の円滑な避難・救護活動を予め計画しているが、それに加えて、多様な避難経路と十分なオープンスペースを確保するため、幹線道路沿道の緑化や広い公園を体系的に配置していく。

(4) 保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える

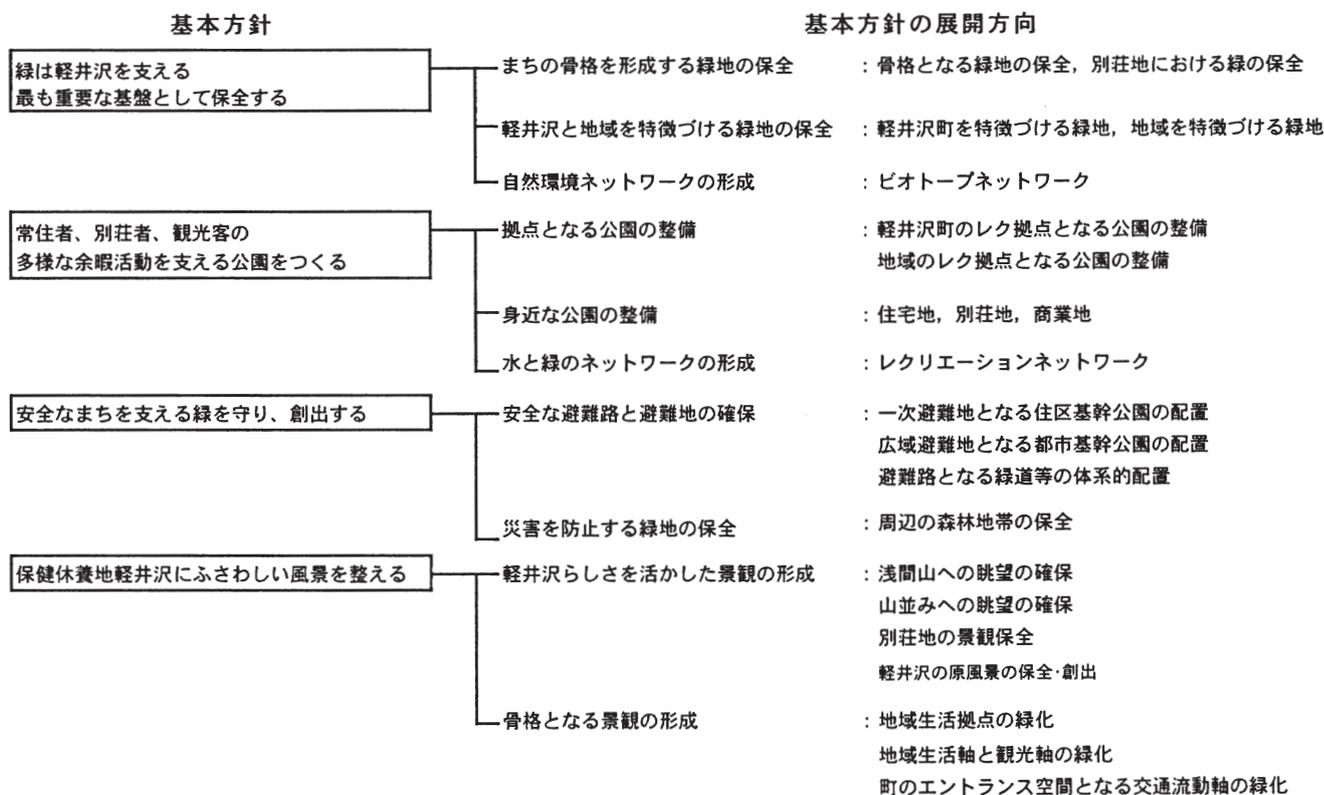
保健休養地の風景の重要な景観要素となっている別荘の屋敷林や発地・杉瓜周辺の広大な田園風景を軽井沢町の郷土景観を構成する緑地と位置づけて保全していく。また、軽井沢町の元々の風景は草地であったことから、平坦地の人工草地を軽井沢町原風景を現在に残している緑地と位置づけて保全していく。

また、北陸新幹線や上信越自動車道の整備により、以前より気軽に軽井沢へ来る人が増えると予想されるため、人が多く集まる軽井沢駅周辺などの広域交通の結節点や国道18号沿道などの地域生活軸において、軽井沢町らしい景観形成を図る。

3. 施策の体系

「基本方針」に基づいた軽井沢町における公園緑地の主要施策の展開方向を「第3章 緑地の配置方針」をもとに整理すると次のとおりであり、今後は、この基本方針の展開方向に沿って公園緑地の施策を定めていくものとする。

図 2-1 公園緑地の基本方針の展開方向



第3章 緑地の配置方針

第1章で整理した「軽井沢町の緑の特性」、「緑に関する課題」及び「第2章 計画の基本方針」にしたがい、「(1) 環境保全系統」、「(2) レクリエーション系統」、「(3) 防災系統」及び「(4) 景観構成系統」ごとに軽井沢町の緑の配置方針を次のように設定する。

1. 環境保全系統配置方針

(1) まちの骨格を形成する緑地の保全

1) 骨格となる緑地の保全

軽井沢町の骨格を形成している要素として、経済社会活動の骨格となっている幹線道路等のほかに軽井沢町を取り囲む森林地帯があげられる。

住民意向調査¹において、常住者では44%、別荘者では73%の人が「軽井沢町の発展方向」として「自然豊かなまち」と回答しており、どちらも最も多くの人々が回答している。この「自然豊かなまち」を形成する最も重要な基盤となっているのが広域の森林地帯から連続する緑地と考えられる。

そのため、これらの軽井沢町を取り囲む緑地や離山、風越山等のまちを区切る緑地を国際保健休養地としての環境を形成する骨格として位置づけ保全維持していくものとする。

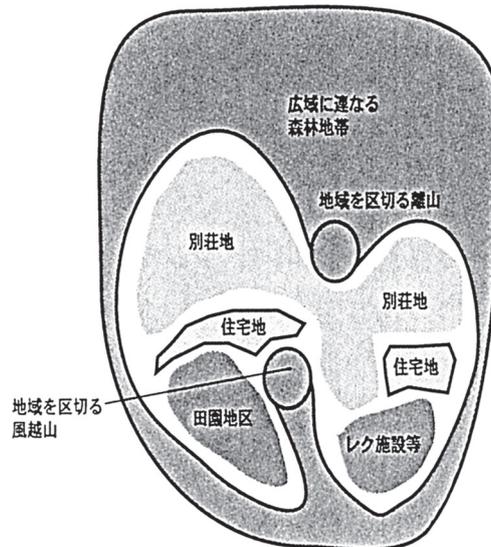
2) 別荘地における緑の保全

かつて草地を主体とした植生であった場所に別荘地開発とともに落葉松等が植林され、現在は周辺の森林地帯と区別できないほどの地理的形態となっている。

住民意向調査の「軽井沢町の将来土地利用」において、常住者では「現在のままでよい」(28%)と回答した人が最も多くなっている。また、別荘者では「住宅地、別荘地などの開発を規制する」(38%)、「現在のままでよい」(32%)と回答しており、両者とも現在の環境を維持するため土地利用の大きな変化を望んでいないと考えられる。

このような意向をふまえて、別荘地の緑を国際保健休養地としての環境を形成する骨格として位置づけ保全維持していくものとする。

図3-1 まちの骨格を形成する緑地パターン



1. 軽井沢町都市計画マスタープラン策定における意向調査で、常住者、別荘者及び観光客を対象として実施されたものである。

(2) 軽井沢と地域を特徴づける緑地の保全

1) 軽井沢町を特徴づける緑地

住民意向調査で出された「保全したい場所」として上位を占めたのは、「三笠通り」、「旧軽井沢別荘地」、「雲場池周辺」、「追分宿周辺」、「旧碓氷峠」及び「野鳥の森」等である。軽井沢を特徴づける要素としては、旧軽井沢別荘地に代表される「別荘地」、追分宿周辺、旧碓氷峠の歴史性をもつ地区及び野鳥の森に代表される「自然環境」から構成されていると考えられる。

いずれの要素も「緑豊かな～」や「自然の中の～」といった言葉で形容されるように、周辺の緑地が重要な役割を果たしている。

したがって、これらを軽井沢町を特徴づける要素と一体となった緑地として保全維持していくものとする。

2) 地域を特徴づける緑地

「保全したい場所」のベスト20を地域別にみると表3-1とおりである。これらの場所では、周辺の緑、沿道の緑、公園の緑及び農地や山並みの緑等が一体となってその場の雰囲気構成している。そのため、これらを地域を特徴づける場所の緑地として保全維持していくものとする。

表3-1 地域別保全しておきたい場所

	常住者		別荘者	
	場所	地域	場所	地域
1	雲場池周辺	東部地域	三笠通り	東部地域
2	三笠通り	東部地域	旧軽井沢別荘地	東部地域
3	追分宿周辺	西部地域	雲場池周辺	東部地域
4	旧軽井沢別荘地	東部地域	野鳥の森	中部地域
5	旧碓氷峠	東部地域	追分宿周辺	西部地域
6	離山	中部地域	碓氷峠遊覧歩道	東部地域
7	湯川	中部地域	旧軽街道周辺	東部地域
8	碓氷峠遊覧歩道	東部地域	万平通り	東部地域
9	旧軽街道周辺	東部地域	千ヶ滝地区の別荘地	中部地域
10	1000m 林道	西部地域	旧碓氷峠	東部地域
11	プリンス通り	東部地域	南原地区の別荘地	東部地域
12	旧三笠ホテル・愛宕山周辺	東部地域	万平ホテル	東部地域
13	長倉公園	中部地域	南ヶ丘地区の別荘地	東部地域
14	千ヶ滝地区の別荘地	中部地域	離山	中部地域
15	発地・茂沢の田園風景	南部地域	旧三笠ホテル・愛宕山周辺	東部地域
16	白糸の滝	その他	ロイヤルプリンス通り	中部地域
17	矢ヶ崎公園	東部地域	雲場ノ池通り	東部地域
18	ロイヤルプリンス通り	中部地域	1000m 林道	西部地域
19	小瀬林道	中部地域	信濃路自然歩道	その他
20	塩沢湖周辺	南部地域	湯川	中部地域

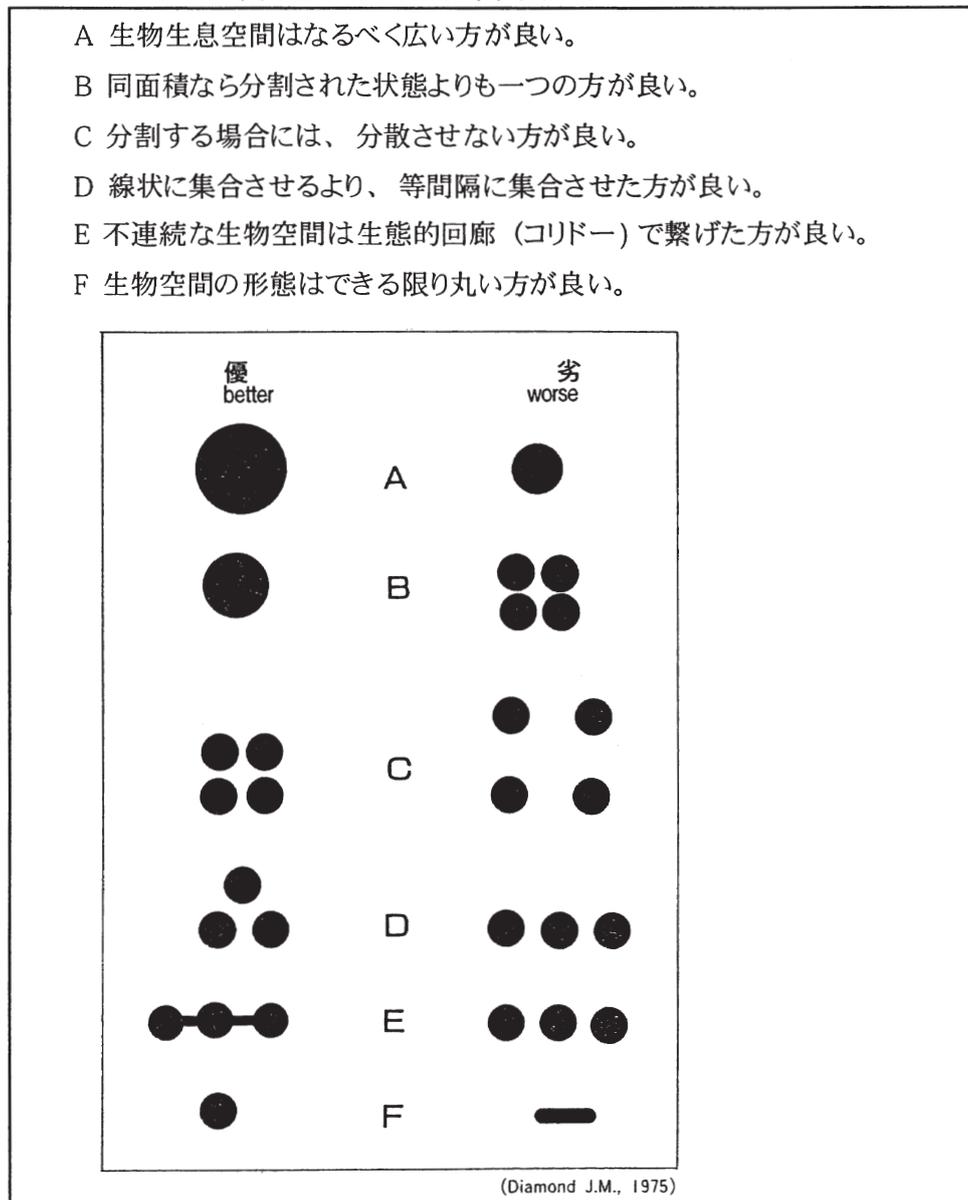
(3) 自然環境ネットワークの形成

サル、クマ等の出没回数の増加をふまえると、近年軽井沢町周辺の生態系が変化してきている考えられる。これらは人為的要因によることが多く、今後も軽井沢町が自然豊かな国際保健休養地でありつづけていくためには、人間と生物の適切な関係を維持していく必要がある。

そのために、それぞれの動物の生息地としての森林地帯を保全していくとともに、動物の移動経路や隠れ場所を確保し良好な生態系を維持するために自然環境ネットワーク（ビオトープネットワーク）を形成していくものとする。

植物も含めた生物全てについて詳細な調査を行い軽井沢町の自然構造を明らかにした上で、本来の生態系を保全・復元することは不可能に近いことである。そのため動植物生息地の形態や配置等に関し、次の原則をふまえることが最も効率的であると実証的研究によって明らかにされており、国際自然保護連合（IVCN.1980）によって提唱されている。

図 3-2 ビオトープネットワーク形成の原則



この原則をふまえて、軽井沢町の自然環境ネットワークを次のように配置する。

- ・核となる面的なビオトープとして北部森林地帯と南部森林地帯の保全を図り、相互に繋ぐ。
- ・回廊として野鳥の森と風越山の間では湯川を位置づけ、風越山と八風山の間では丘陵地の緑地を位置づけて保全を図る。
- ・湯川については中間地点に保全緑地や小公園を配置して、良好な動植物の種の交流を確保していく。

図 3-3 自然環境ネットワークの形成イメージ

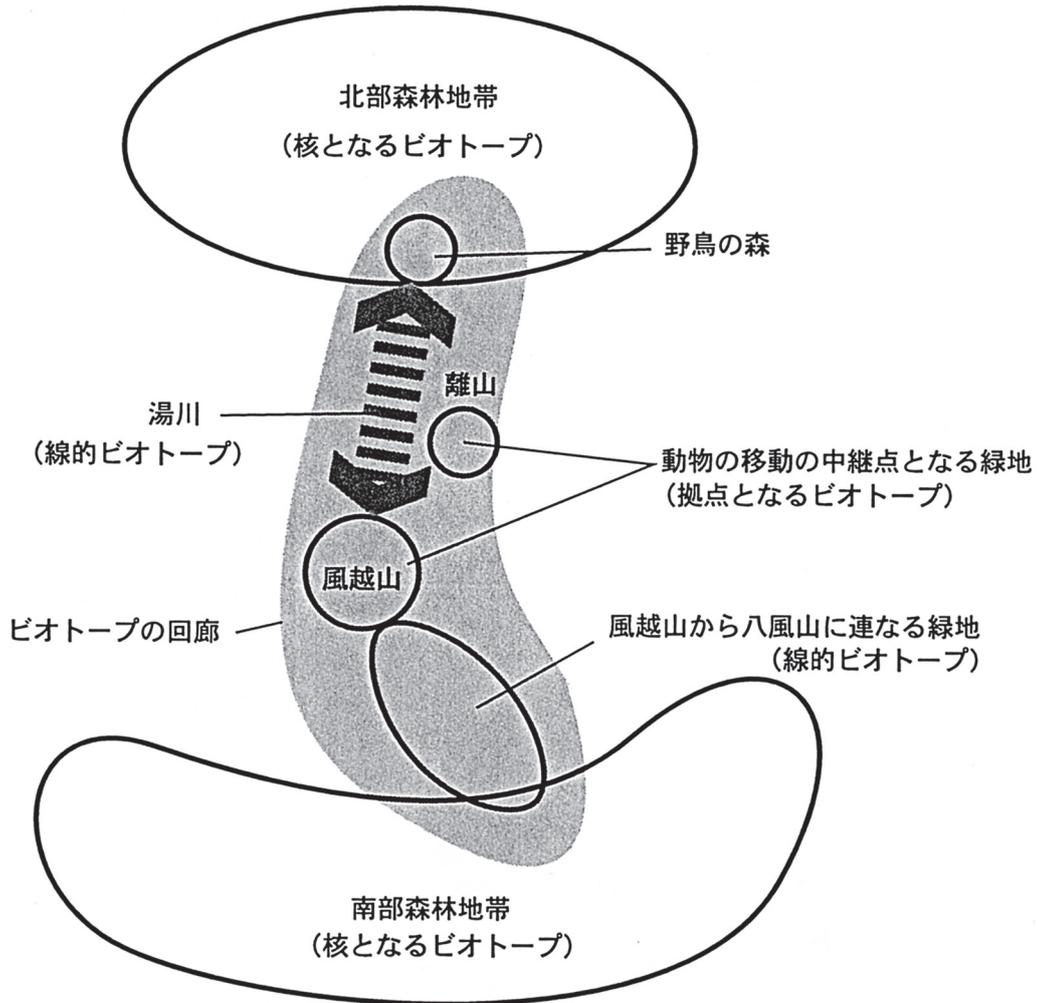
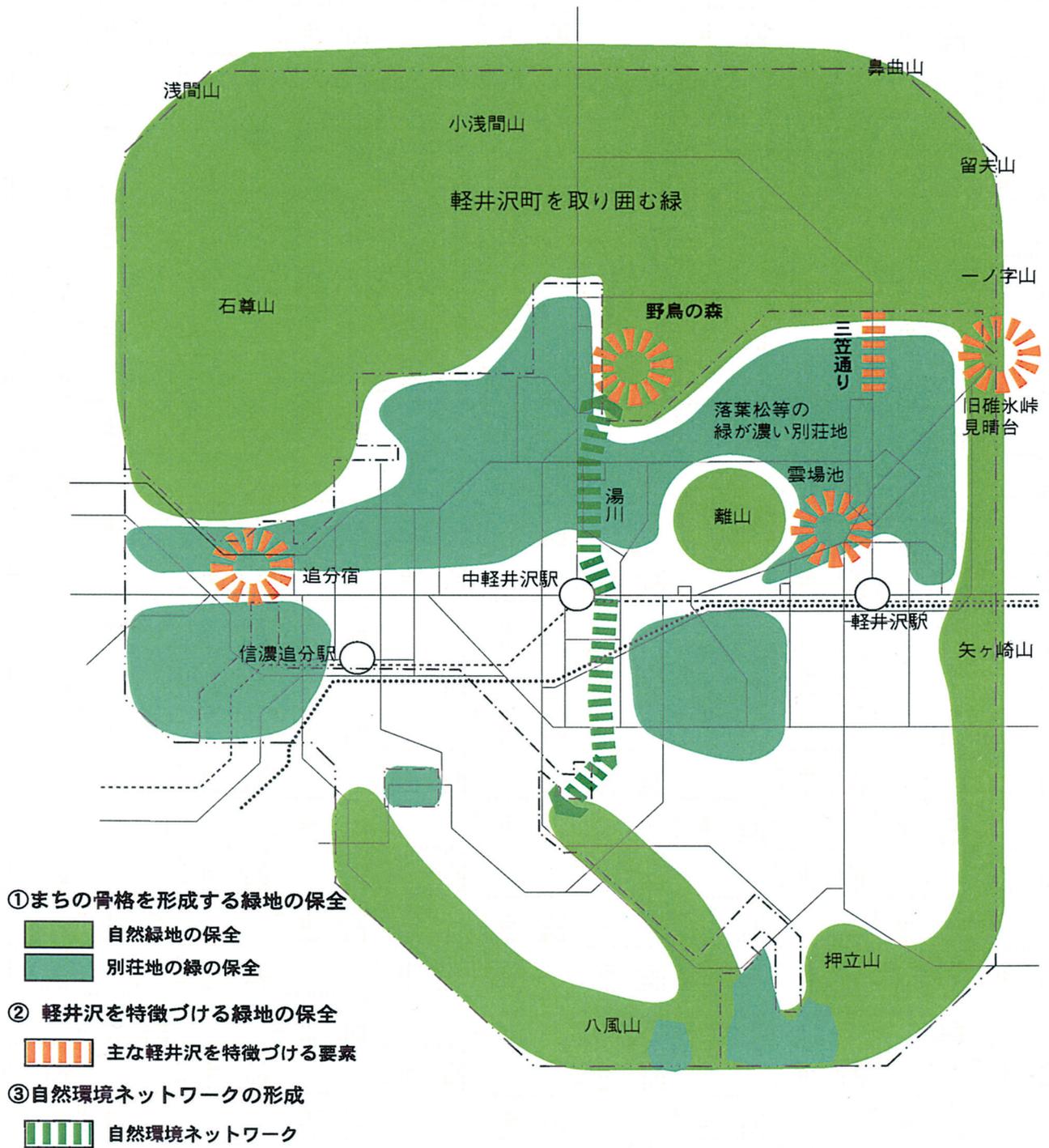


図3-4 環境保全系統の緑地配置方針図



2. レクリエーション系統配置方針

(1) 拠点となる公園の整備

軽井沢町が国際保健休養地であるといった特色ある地域であるため、常住者、別荘者及び観光客全ての人びとの利用を想定しておくことが求められている。また、現在の経済社会情勢をふまえると、できる限り利用効率が上がるように公園を配置していくことも必要とされている。

そのため、軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点となる公園を町中央部に、地域の人びとのレクリエーション拠点となる公園を3つの地域生活拠点に配置していくものとする。

1) 軽井沢町のレクリエーションの拠点となる公園の整備

公園緑地に関する意見・要望のうち「軽井沢町のあるがままの自然を残していく」といった要望が多く、整備された公園をつくるよりも、あるがままの自然を残し、まち全体を公園としていくことが望まれている。したがって、軽井沢町全体を公園化するための活動の場となる拠点公園を配置していく。

①拠点公園の配置

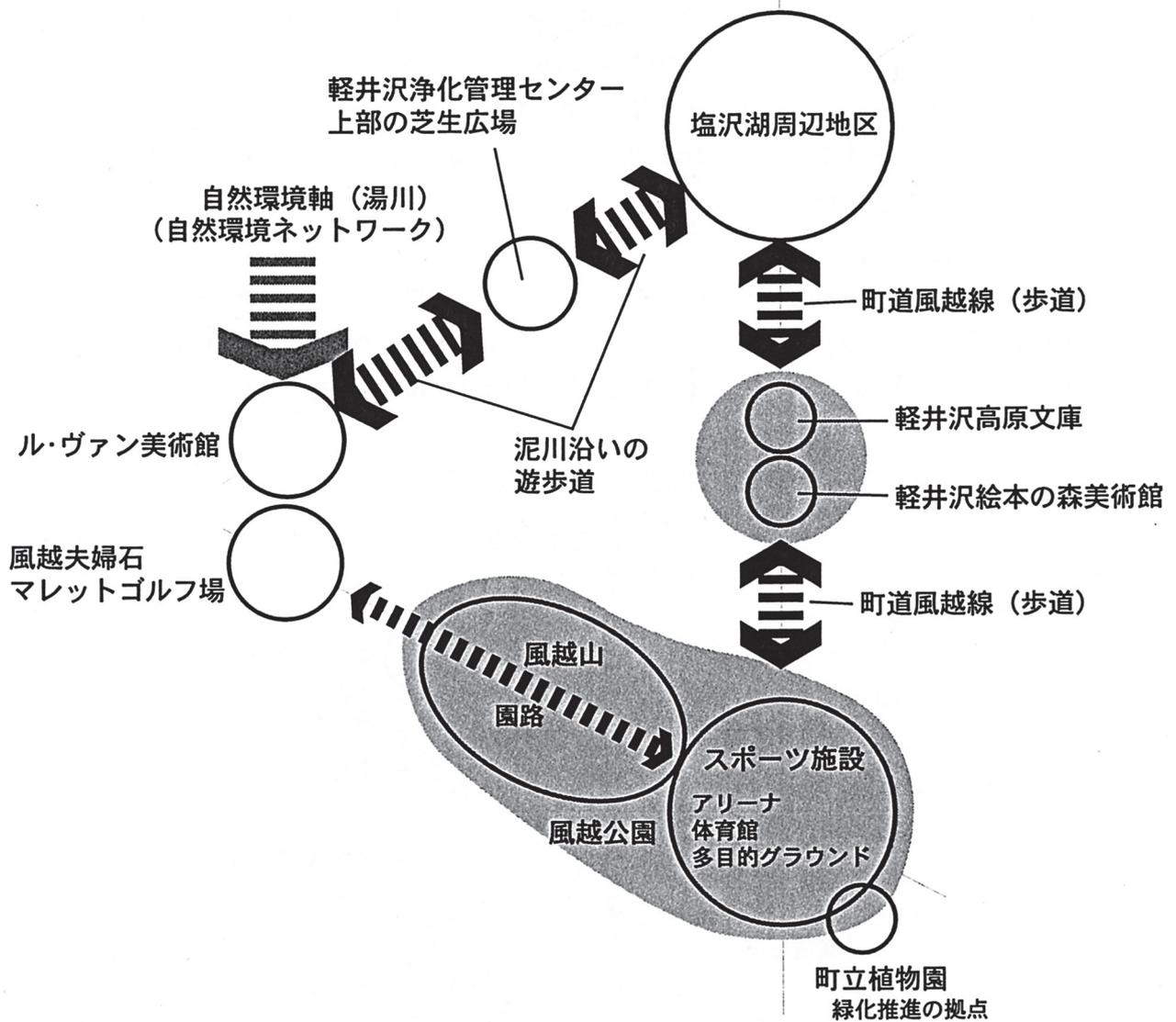
常住者の「軽井沢町のスポーツレクリエーション施設」に対する満足度は低く、40歳代以降の年代の人に不満が多くなっている。一方、別荘者が将来軽井沢町に定住するために必要とされる社会条件のうち「公園緑地の整備」、「スポーツレクリエーション施設の充実」に比べて「文化・芸術施設の充実」を上げた人が多くなっている。このように常住者と別荘者では公園やレクリエーション施設の内容に対する要望が異なり、町の拠点となる公園には多様な機能が求められている。

この多様な要望に応えるために、常住者を対象とした質の高いスポーツレクリエーション施設があり、近くには文化・芸術施設が多く立地している風越公園を町の拠点公園と位置づけ、周辺の文化・芸術施設等と一体となった南部レクリエーション拠点の形成を図るものとする。

②南部レクリエーション拠点の整備イメージ

- ・ 風越公園： 長野オリンピックで使用した質の高い施設を活かして、軽井沢町のスポーツレクリエーションの拠点とする。また、町道風越線西側の風越山は散策等の静的レクリエーションゾーンとして整備を進める。
- ・ 町立植物園： 軽井沢町の緑化推進拠点として、町内の草花を紹介、緑化に対する意識向上等の啓発とともに、緑化ボランティアの活動の場として機能を充実を図る。
- ・ 軽井沢浄化センター上部の芝生広場： 施設の上部を風越公園の機能を補完する芝生広場として一般利用に開放する。
- ・ 遊歩道ネットワーク： 町道風越線の歩道、湯川や泥川の管理用道路、農道等を活かして、風越公園、塩沢湖周辺地区、ル・ヴァン美術館、風越夫婦石マレットゴルフ場を相互に結ぶ遊歩道ネットワークの形成を図る。

図3-5 風越公園を中心とした南部レクリエーション拠点の整備イメージ



2) 地域のレクリエーション拠点となる公園の整備

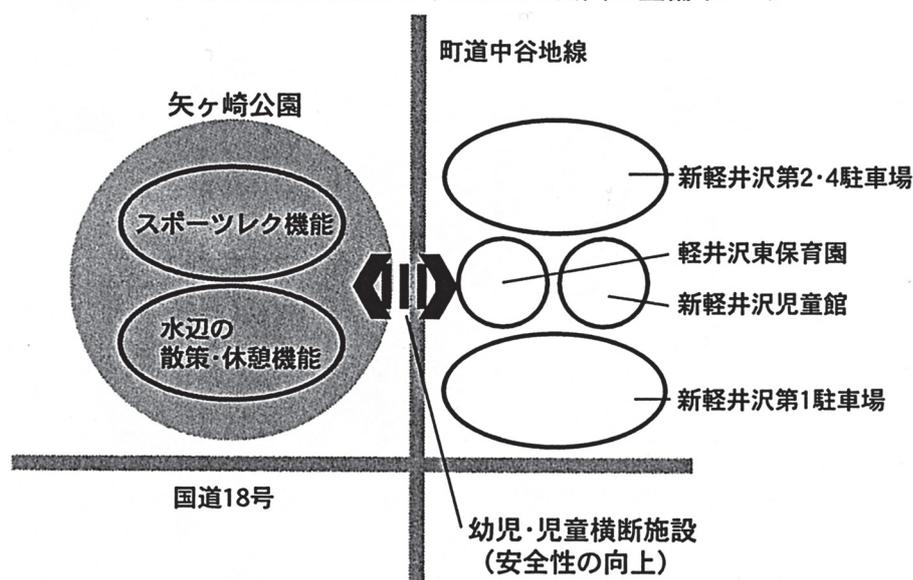
常住者に比べて別荘者は「公園・広場・子供の遊び場」や「スポーツレクリエーション施設」に対する不満が少ない。これは、別荘者が主に利用するのはゴルフ場等の民間レクリエーション施設であり、公共施設としての公園を利用する機会が少ないためと考えられる。

このような状況をふまえて、地域におけるレクリエーション拠点については常住者を主な利用者として、生活の中心となる地域生活拠点に配置する。

① 軽井沢駅地域生活拠点

- ・既存の矢ヶ崎公園（地区公園）を地域のレクリエーション拠点となる公園として機能充実を図る。
- ・矢ヶ崎公園周辺では夏期の観光シーズンに大型観光バスの通行があるため、隣接する軽井沢東保育園や新軽井沢児童館の幼児・児童が安全に矢ヶ崎公園を利用できるよう横断施設の充実を進めていく。

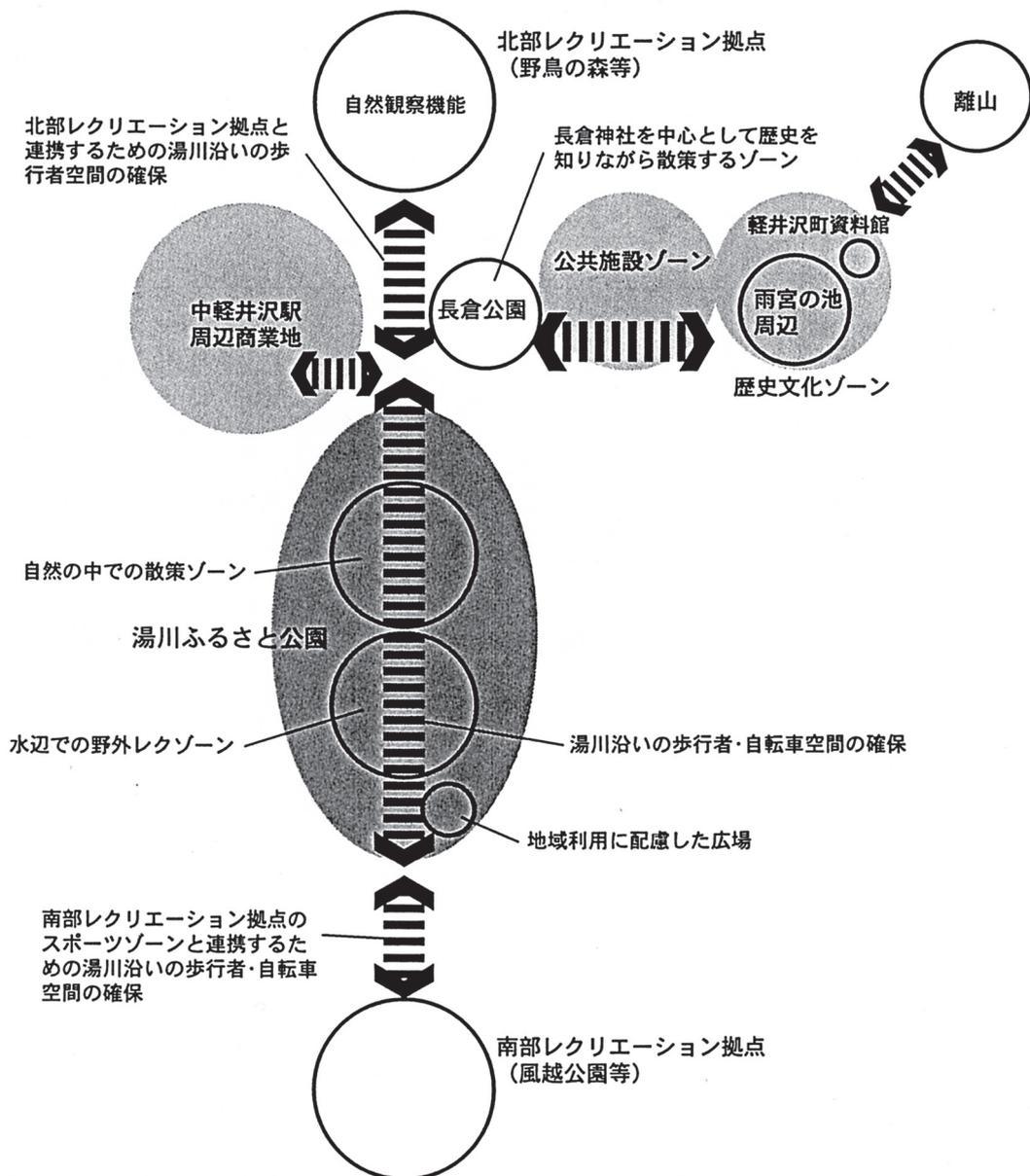
図 3-6 軽井沢駅生活拠点の中心となる公園の整備イメージ



② 中軽井沢駅地域生活拠点

- ・近隣公園として長倉公園が開設されているが、規模的にも地域のレクリエーション拠点となる公園として十分な機能が配置されていないのが現状である。そのため、現在整備が予定されている「湯川ふるさと公園」や町有地であり由緒ある雨宮の池周辺との連携により、地域のレクリエーション拠点となる公園整備を進める。
- ・近接する公共施設ゾーンや中軽井沢駅周辺商業地を訪れる人びとの利用を想定して、散策・休憩機能や野外レクリエーション機能を中心とした公園整備を進める
- ・この地域のスポーツレクリエーション機能については南部レクリエーション拠点の風越公園を利用するものとして、湯川沿いの遊歩道によりネットワーク化を進める。

図 3-7 中軽井沢駅生活拠点の中心となる公園の整備イメージ

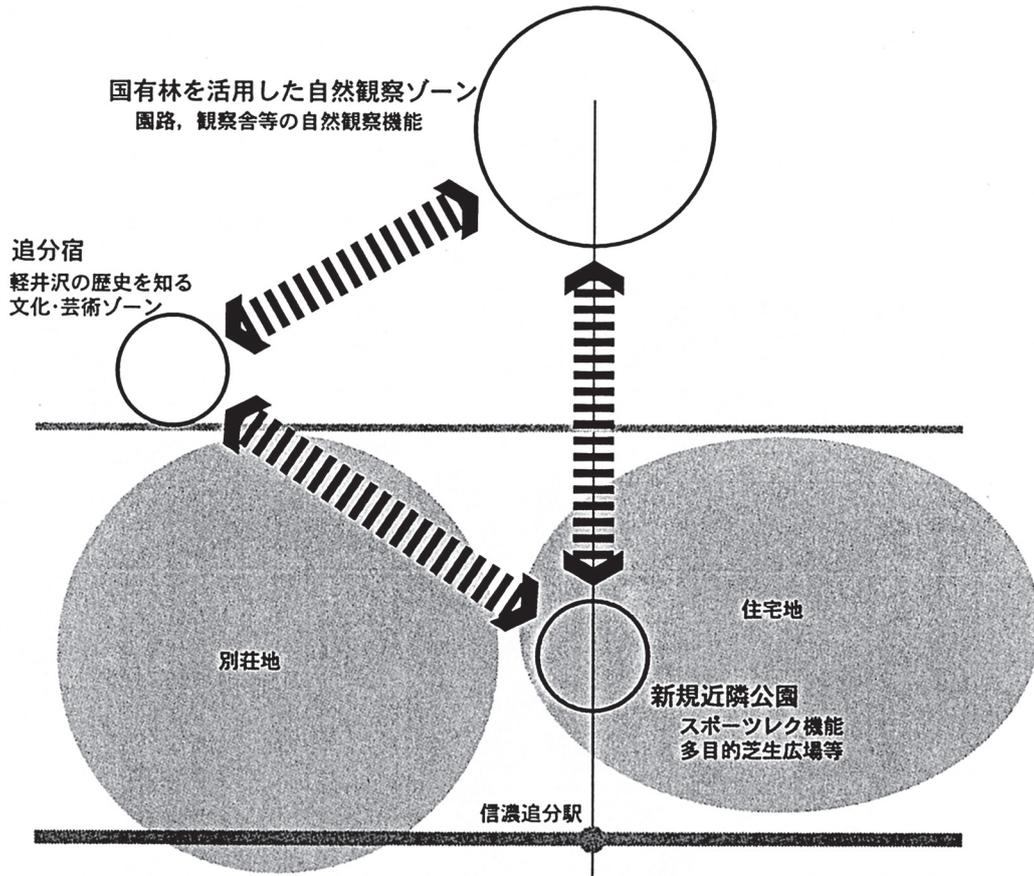


③ 信濃追分駅地域生活拠点

現在、軽井沢西部地域には、地域全体を対象とした公園は開設されていない。そのため、将来の人口増加をふまえて信濃追分駅周辺に近隣公園の新規整備を推進する。

1000m 林道北側の国有林を活用した自然観察ゾーンの形成を図り、新規近隣公園及び歴史的環境ゾーンである追分宿の3つを相互に遊歩道ネットワークにより結び、一体の公園として整備を推進する。

図 3-8 信濃追分駅地域生活拠点の中心となる公園の整備イメージ



(2) 身近な公園の整備

常住者の「公園等の整備状況」についての不満が多くなっている。「不満足」が20～40歳代で40%以上を占めており、特に「30～40歳代」では過半数を超えている。これは子供を持つ常住者のための公園や遊び場が少ないためと考えられる。また、軽井沢中部地域、軽井沢南部地域及び大日向地区において、今後の重点施策として「公園の充実」をあげる人が多くを占めており、身近な公園の整備が望まれている。

そのため居住者が多い地区又は多くなると予想される地区に、子供の遊び場や高齢者の散策等の日常的レクリエーションに対応した街区公園を配置し整備を進める。

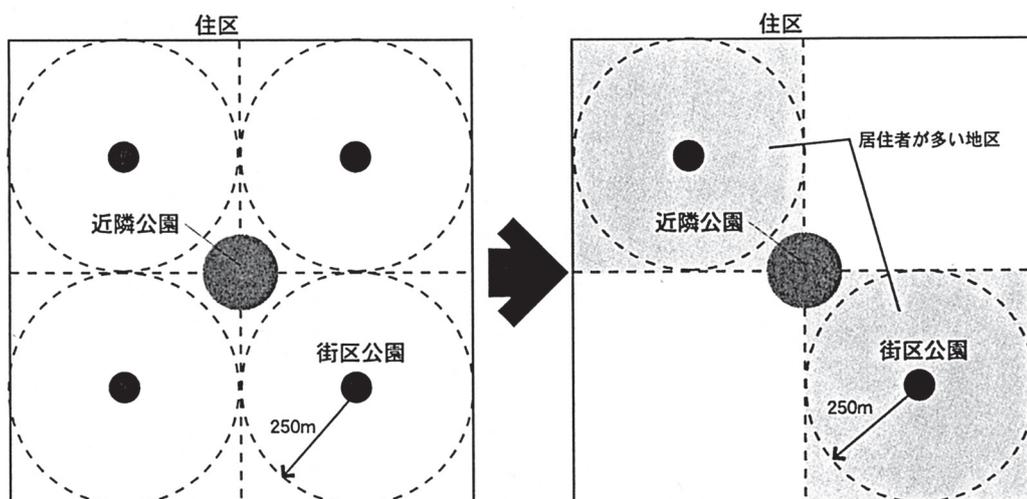
①住宅地

身近な公園の配置は、交通量が多い幹線道路を横断しないで利用できるように誘致圏域を設定して、誘致圏域内の居住者構成に合わせて公園規模を算定することが一般的である。

しかし、軽井沢の住宅地は別荘地と同様に敷地が大きく、住宅建物分布にゆとりがある。そのため、身近な公園を誘致距離250mで配置することは効率的でなく、偏りが生じる可能性があると考えられる。また、現在身近な公園として児童遊園（児童福祉法に基づく公園厚生施設の一つ）が数多く開設されているが、児童遊園の1箇所当たりの規模が小さく十分な機能を果たすには至っていないのが現状である。

そのため、軽井沢町の住宅地において居住者が多い地区又は多くなると予想される地区に、1箇所当たり2500m²を標準とした街区公園を配置するとともに、近接する児童遊園との間に遊歩道を整備して連携を強化していくものとする。また、軽井沢南部地域の田園地区においても居住者の多い地区に、1箇所当たり2500m²を標準とした身近な公園を配置していくものとする。

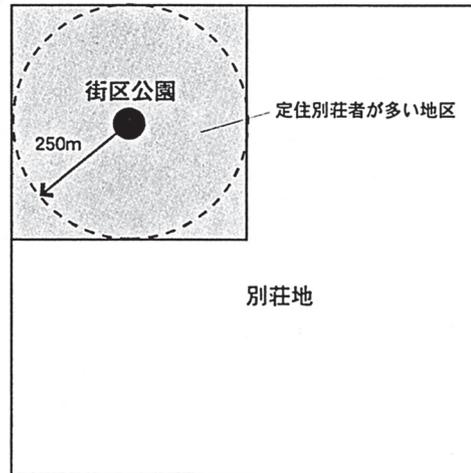
図3-9 住宅地における街区公園の配置イメージ



②別荘地

増加が予想される別荘定住者を対象とした身近な公園については、ゆとりのある別荘敷地や緑豊かな別荘地内の道路が街区公園が担うべき児童・高齢者のための日常的レクリエーションの場としての機能を併せ持っており、別荘定住者の分布や年齢構成等の状況を明らかにした上で、適宜配置していくものとする。

図 3-10 別荘地における街区公園の配置イメージ

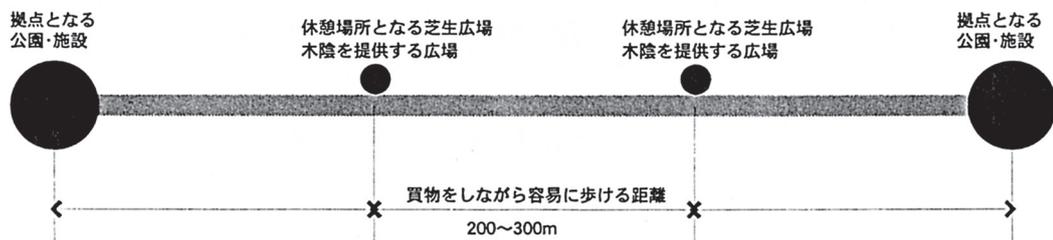


③商業地

旧軽井沢地区や町内の各駅前の商業地には多くの観光客が集まり賑わいをみせている。商業地には諏訪ノ森公園や狩野公園が開設されており、別荘者、観光客の休息の場として利用されている。

したがって、芝生広場と木陰を提供する植樹等により、夏期では木陰に入れば涼しいといった軽井沢の気候を活かした親しみのある公園づくりを推進していくものとする。

図 3-11 商業地における公園配置のイメージ



(3) 水と緑のネットワークの形成

湯川等の河川沿いの道の整備に対する要望に応じて、軽井沢町都市計画マスタープランの「まちの将来構造」において「水と緑のネットワーク」を位置づけている。

現在のレクリエーションネットワークとしては、主に観光客を対象として平坦地においてはサイクリングコースが、北部森林地帯においてはハイキングコースが設定されており多くの利用者がある。サイクリングコースは、幹線道路に併設された自転車専用道路、比較的交通量の少ない別荘地内道路、町道及び農道等によって構成されている。ハイキングコースについては、信濃自然歩道、小瀬林道及び三笠通り等の町道により構成されており、北部森林地帯にある名勝地「白糸の滝」や野外レクリエーションとなっている「野鳥の森」、「軽井沢レクの森」を巡るコースとなっている。

また、公園緑地に対する要望は、湯川や千ヶ滝に至る川を代表とする「川沿いの遊歩道」、周辺森林地帯における「ハイキング道」の整備に関するものに分けられる。

このような状況をふまえて、水と緑のネットワークを以下のように形成させる。

- ①軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点である風越公園と地域のレクリエーション拠点とな

る公園の連携を図り、公園相互の機能の補完と利用効率を高めるために、南部レクリエーション拠点と各地域生活拠点をむすぶ3つのルートを設置する。

- ② 地域生活拠点と北部森林地帯を連絡して多様なレクリエーション活動の場を提供するルートを設置する。
- ③ 軽井沢町全域を対象としたレクリエーション拠点である風越公園と南部森林地帯を連絡して多様なレクリエーション活動の場を提供するルートを設置する。

図 3-12 水と緑のネットワーク形成のイメージ

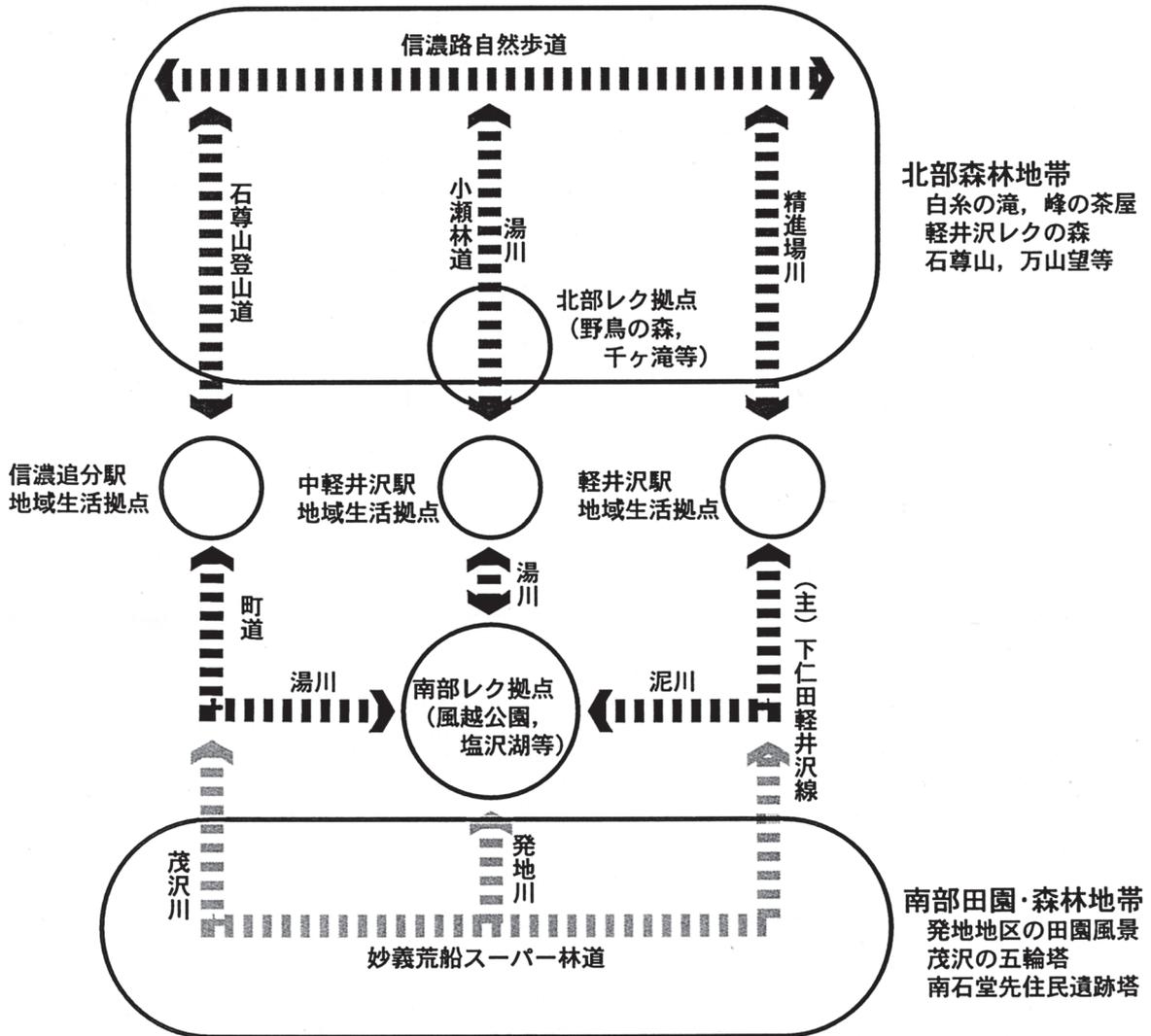
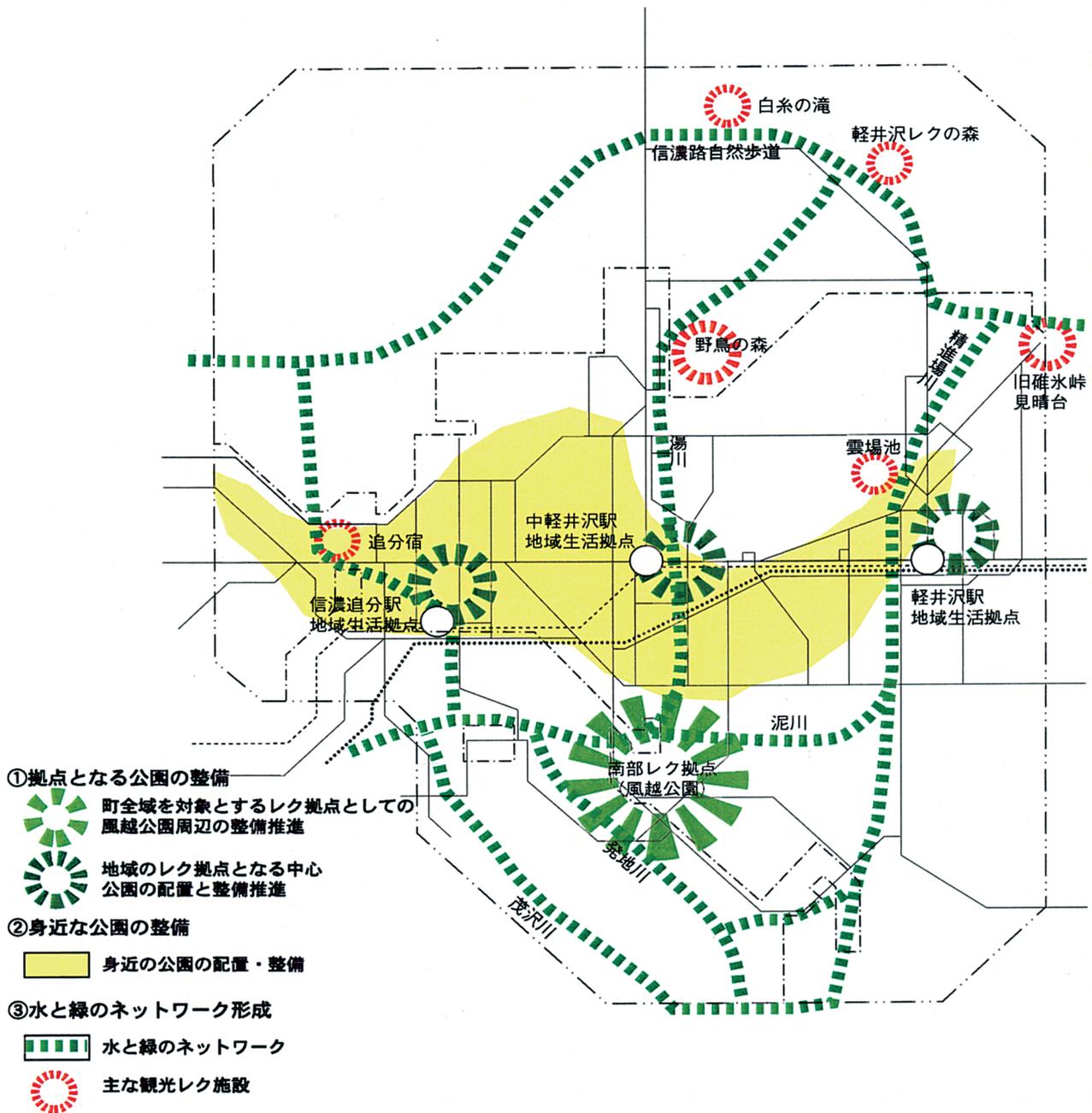


図 3-13 レクリエーション系統の緑地配置方針図



3. 防災系統配置方針

(1) 安全な避難路と避難地を確保する

公園や緑地は災害時に避難地や避難路としての役割を果たす防災機能を持っており、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の時に公園が避難地として利用された。

一方で、「軽井沢町地域防災計画」では、軽井沢町において想定されている主な災害として、地震と浅間山の火山災害があげられており、災害時の対応策として公園等公共施設が避難地として指定されている。

そこで、防災系統配置方針では、地域防災計画との整合性を図りながら、防災の観点から公園緑地のあり方を検討する。

1) 一次避難地となる住区基幹公園の配置

一次避難地は最終避難地への集合拠点であり、物資の配給等の救護活動の拠点として防災的に多様な役割を果たすもので、一次避難地としては住区基幹公園のほか小中学校等が対象となる。

したがって、「軽井沢町地域防災計画」において避難地に指定されている諏訪ノ森公園、矢ヶ崎公園、長倉公園、狩野公園及び風越公園（風越公園は広域避難地でもある）等の公園に加えて、軽井沢西部地域の新規近隣公園を一次避難地として活用できるように整備を推進していく。

2) 広域避難地となる都市基幹公園の配置

広域避難地は災害時の最終避難地となり、防災拠点の機能も併せ持つものである。広域避難地としては都市基幹公園、地区公園等が対象となり、高齢者や児童が徒歩約1時間で到達できる概ね2km以内に市街地外の安全な場所に避難できない地域（避難困難地域）において計画的に配置するものである。

軽井沢町の用途地域内において避難困難地域はないが、大規模な公園は被災者の緊急輸送のためのヘリポート、野外応急収容施設の設置等の広域防災拠点としての機能を併せ持っていることから、軽井沢町全域の中心となる風越公園（総合公園）を防災拠点として活用できるように充実整備を推進する。

3) 避難路となる緑道等の体系的配置

避難路は広域避難地等の安全な場所へ通じる幅員15m以上の道路及び幅員10m以上の緑道が対象となる。

軽井沢町においては、災害時の安全拠点となる地域生活拠点を連絡する地域生活軸及び各地区と防災拠点となる風越公園を連絡する幅員15m以上の幹線道路を位置づけ、火災等から避難者を守る街路樹等の整備を推進する。また、災害時に多様な避難経路を確保するため、水と緑のネットワークのうち幅員10m以上の遊歩道を安全な避難路として活用できるように整備を推進する。

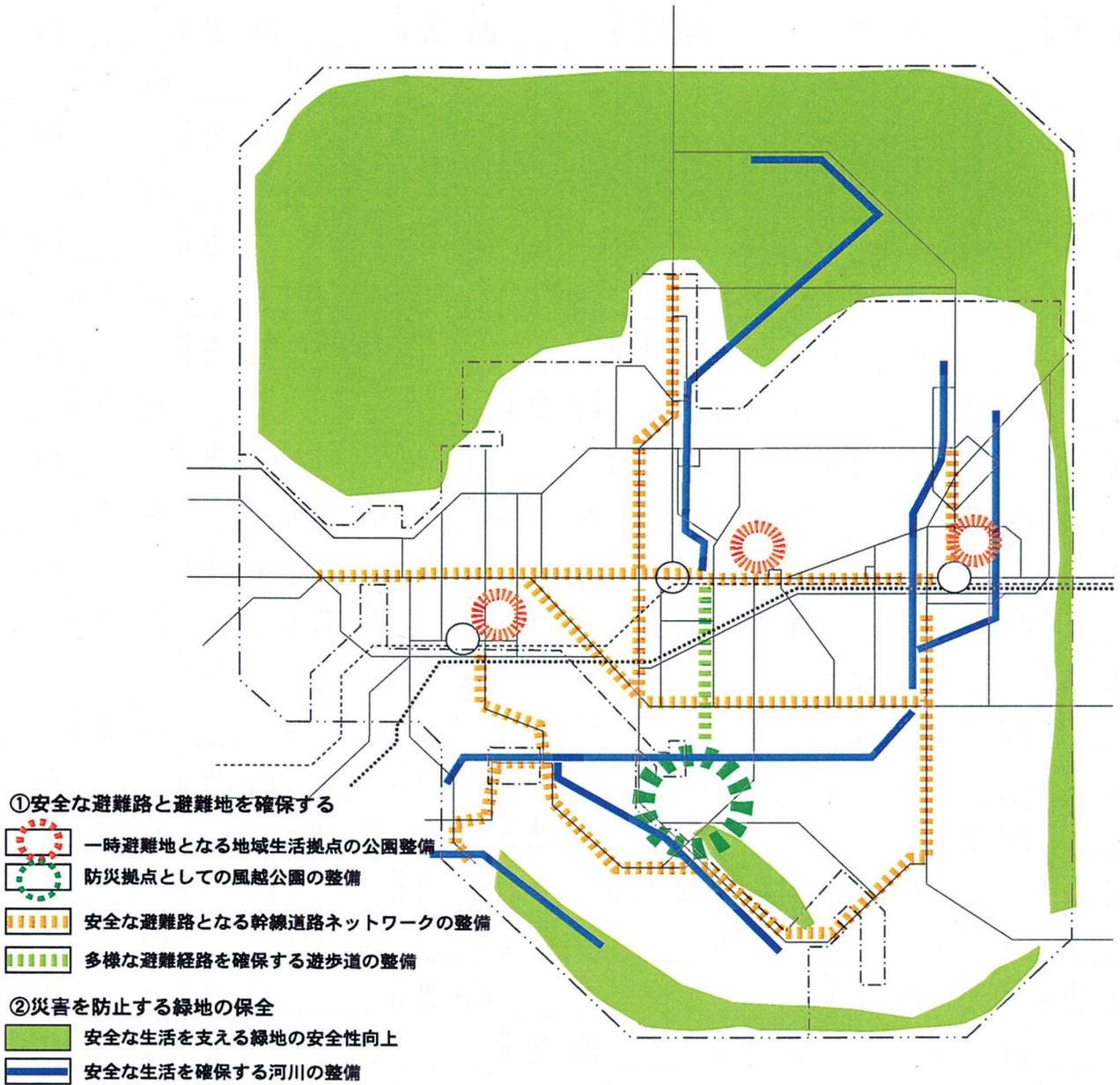
(2) 災害を防止する緑地の保全

緑地は土砂崩壊や土砂流出を未然に防ぎ、災害の拡大を防止する役割を担っている。

軽井沢町においては周辺の森林地帯に急傾斜地や河川の危険箇所が多くあり局地的な災害の発生が心配される。そのため周辺森林地帯に指定されている保安林及びその周辺の緑地の維持保全を図っていくものとする。また、水害を未然に防止するため、湯川などの河川改修を推進するとともに、新

たな開発にあたっては雨水の流出を調整して下流地域の浸水を未然に防止する緑地の保全を図っていくものとする。

図3-14 防災システムの緑地配置方針図



4. 景観構成系統配置方針

(1) 軽井沢らしさを活かした景観の形成

1) 浅間山への良好な眺望の確保

住民意向調査において、常住者では44%、別荘者では73%の人が「軽井沢町の発展方向」として「自然豊かなまち」と回答しており、どちらも最も多くの人々が回答している。また、「都市計画マスタープラン懇談会」においても、「浅間山の美観を活かす計画的な樹林の整備」に対する要望があり、「まちづくり交流会」の提言のなかに「軽井沢町のシンボルである浅間山について、眺望の良い場所を選ぶコンクール」の提案もある。

そのため、浅間山の眺めの前景となる別荘地の緑の保全や近景としての常住市街地の良好な景観形成を進め、浅間山への良好な眺望を確保していく。

特に、主要地方道下仁田軽井沢線からの眺望を確保するため、街路樹の高さや間隔についても配慮するとともに、前景となるゴルフ場や離山の緑の保全を進める。また、女街道から眺める浅間山の前景となるゴルフ場や広々とした農地景観及び周辺建物の屋根の形状や色彩に配慮するものとする。

2) 山並みへの良好な眺望の確保

軽井沢町の景観は緑地を基調としており、町のどこからでも山並みが眺められることが景観の特徴となっている。また、離山、風越山及び押立山は各地域のランドマークであり、離山は国道18号の、風越山は県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線と町道風越線の、押立山は主要地方道下仁田軽井沢線のアイストップとなっている。

そのため、軽井沢町を取り囲む緑地や離山、風越山、押立山等のまちを区切る緑地を、町のどこからでも眺められる山並みとして良好な眺望を確保していくものとする。

3) 別荘地の景観保全

住民意向調査で出された「保全したい場所」のベスト20(表3-1参照)のなかに、「旧軽井沢別荘地」、「千ヶ滝別荘地」、「南原別荘地」及び「南ヶ丘別荘地」があげられており、これらの別荘地は軽井沢町を印象づける国際保健休養地としての景観を構成していると考えられる。

そのため、別荘敷地の樹林が張り出した別荘地内道路からの緑の景観を維持していくとともに、他の周辺地区からの眺望の対象としても、植栽の位置や樹種の指定等により国際保健休養地としての良好な緑の景観を保全していく。

4) 軽井沢の原風景の保全・創出

「まちづくり交流会」の提言のなかに「軽井沢町の原風景は草地であり、陽が当たって明るく、夏に涼しいというのが特徴であったが、現在は樹林が大きくなりすぎて、堀辰雄や立原道造の頃の風景が失われてしまっている。明治から昭和時代初期の頃の軽井沢町の原風景を思い起こすことができるような風景を形成していくことも必要である。」といった提案がある。

そのため、軽井沢町の原風景である草地景観を残す発地地区から杉瓜地区にかけての農地を保全するとともに、落葉松や樅等の大きくなる樹種だけでなく、場所ごとに特徴のある樹種とし、軽井沢町の原風景の創出を進めていくものとする。

(2) 骨格となる景観の形成

1) 地域生活拠点の緑化

住民意向調査において、「住宅・別荘周辺の街並みの美しさ」に対する評価は、常住者の45%が、別荘者の60%の人が「満足」と回答している。また、「改善して欲しい場所」として、「旧軽井沢商業地」、「軽井沢駅周辺商業地」及び「中軽井沢駅周辺商業地」があげられており、別荘地にくらべて住宅地や商業地における街並み景観の整備が望まれている。

そのため、各地域生活拠点において電線類の地中化や沿道の建物や屋外広告物の意匠・色彩の統一等の街並み景観の整備とともに、うるおいのある景観形成をめざして、街路樹等の公共空間の緑化や生垣等の宅地内緑化を推進する。

表3-2 地域別改善して欲しい場所

	常住者		別荘者	
	改善箇所	地域	改善箇所	地域
1	国道18号	全地域	旧軽井沢商業地	東部地域
2	軽井沢駅～旧軽井沢	東部地域	軽井沢駅～旧軽井沢	東部地域
3	プリンス通り	東部地域	旧軽井沢地区	東部地域
4	旧軽井沢ロータリー周辺	東部地域	旧軽井沢ロータリー周辺	東部地域
5	旧軽井沢商業地	東部地域	国道18号	全地域
6	国道146号	中部地域	プリンス通り	東部地域
7	軽井沢駅周辺地区	東部地域	国道146号	中部地域
8	軽井沢中学校前踏切	中部地域	軽井沢駅周辺地区	東部地域
9	離山線	東部地域	町営駐車場	東部地域
10	湯川	中部地域	高速インター～軽井沢	東部地域
11	町営駐車場	東部地域	中軽井沢駅周辺地区	中部地域
12	国道18号バイパス	全地域	別荘地	全地域
13	雲場池	東部地域	国道18号バイパス	全地域
14	中軽井沢商業地	中部地域	千ヶ滝西区	中部地域
15	中軽井沢駅周辺地区	中部地域	中軽井沢地区	中部地域
16	中軽井沢駅	中部地域	1000m林道	西部地域
17	旧軽井沢地区	東部地域	軽井沢中学校前踏切	中部地域
18	新幹線の側道	全地域	中軽井沢商業地	中部地域
19	中軽井沢地区	中部地域	追分宿	西部地域
20	矢ヶ崎公園	東部地域	国際射撃場	南部地域

2) 地域生活軸と観光軸の緑化

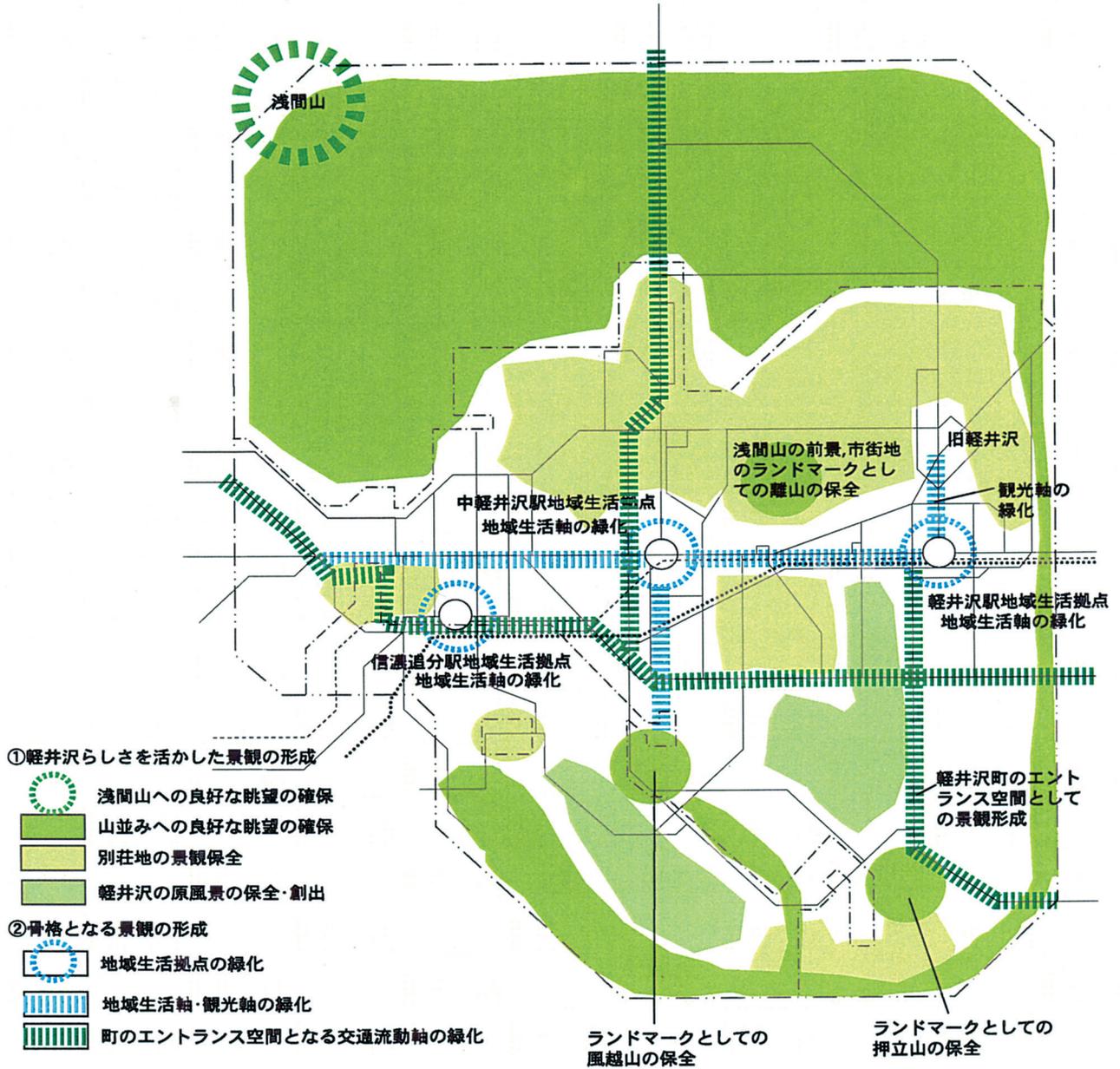
地域生活拠点の緑化を推進するとともに、地域生活軸や観光軸における沿道商業地の良好な景観形成と快適な歩行者空間を創出するため沿道の緑化を推進する。

3) 町のエントランス空間となる交通流動軸の緑化

軽井沢町へのエントランス空間である交通流動軸は、軽井沢町を訪れ、通過する人が「軽井沢」を感じる場所である。「都市計画マスタープラン懇談会」等の要望に「緑であふれ、軽井沢を感じる緑の創出」があげられている。

そのため、碓氷軽井沢インターチェンジに接続している主要地方道下仁田軽井沢線、東西方向の国道18号バイパス及び南北方向の国道146号において、保健休養地軽井沢を印象づける緑の濃い風景を創出することをめざして、沿道の緑化を推進する。

図3-15 景観形成系統の緑地配置方針図



5. 総合的緑地配置の方針

4系統の緑地配置方針を総合的にふまえて、基本方針に沿っているかを次の視点から再検討し、総合的な配置方針図を作成する。

＜総合的な緑地配置方針の検討の視点＞

- ・国際保健休養地の最も重要な基盤としての緑地が十分に確保されているか。
- ・全庁的な公園緑地系統（パークシステム）として成り立つような均衡ある配置となっているか。
- ・まちの将来像に位置づけられている骨格的な緑地が配置されているか。
- ・動植物の生態系を保全し、各緑地を有機的に機能させることによって緑の豊かさを実感できるまちづくりを実現する緑のネットワークが形成できるか。
- ・各地域の緑地の充足度を十分に配慮し、均衡あるまちの環境が形成されるようにバランスに配慮した配置となっているか。
- ・「常住者」、「別荘者」及び「観光客」の緑に対する意向・要望をふまえ、これらが反映された配置となっているか。

（1）緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する

1）軽井沢町を縁取り、区切る緑地の保全

まちを縁取る浅間山から鼻曲山、碓氷峠、八風山を經由して茂沢周辺に至る山並と、まちを区切り直接眺望できる離山、風越山及び押立山などの山並を軽井沢町の基盤として保全を推進するとともに、「野鳥の森」と「風越山」間を結ぶ湯川沿いの緑地を自然環境ネットワーク（ピオトープネットワーク）として保全を推進する。

湯川沿いの自然環境ネットワークは「湯川ふるさと公園整備事業」により整備を進め、周辺の自然林を保全して自然環境の観察の場とするとともに、居住エリア内においては公園施設を配置してレクリエーション利用に供する緑地とする。

2）別荘地の緑の保全

「軽井沢町は全体が公園である」といった印象は、緑の濃い別荘地が大きな要因と考えられる。そのため、旧軽井沢地区等の「保全しておきたい場所」としてあげられた緑の濃い別荘地を軽井沢町の緑地の一部として保全方策を推進する。また、別荘地の緑は、まちのシンボルである浅間山の眺望の前景として保全していくとともに、新規別荘地開発においても十分な緑地量を確保していく。

（2）常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる

1）軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる

①軽井沢町の緑の拠点となる風越公園の整備推進

質の高い運動施設が整備されている風越公園一帯は、周辺に立地する文化施設やレクリエーション施設とのネットワークにより南部レクリエーション拠点として形成させ、スポーツレクリエーション機能を主体とした整備を推進する。

また、公園西部の風越山は居住エリアから直接眺望できる緑地となっていることから、麓の泥川と一体的に自然環境を活かした静的レクリエーションの場として整備を推進する。

②地域の中心となる公園の配置と整備の推進

地域の中心となる公園は、日常生活において憩いの場を提供し、地域活動の拠点としての機能を果たし、災害時には避難場所となる。そのため、各地域生活拠点に地域の中心となる公園を配置し整備を推進する。

2) 多様な日常生活に対応した公園をつくる

街区公園は子供や高齢者の利用を対象としているため、日常生活に密着した利便性の高い配置としていくことが必要である。そのため、居住エリアの人口の多い地区においては、誘致距離 250m を基準にサービスする配置とし整備を推進する。また、用途地域外の人口が多い地区においても、身近な公園をコミュニティの拠り所となっている神社などと一体的に配置し、日常的な利用とともに地区の祭りスペースとして利用できるなど多目的な公園として整備を推進する。

3) 水と緑のネットワークの形成

上信越高原国立公園内に点在するレクリエーション施設相互の利用効率を高めるため、信濃路自然歩道や湯川及び石尊山登山道を活かして、水と緑のネットワークの形成を図る。なお、上信越高原国立公園内の自然緑地は野生動物の生息地でもあり、水と緑のネットワークの形成にあたっては、自然生態系に十分配慮していくものとする。

また、健康的な生活志向の高まりにより余暇のすごし方や目的が、身近な自然とのふれあいを求めたものへと移行している。そのため、湯川、精進場川、泥川、発地川や茂沢川などの河川を活かして水と緑のネットワークの形成を図り、体系的に配置された公園利用の利便性を向上させる。

(3) 安全な町を支える緑を守り、創出する

1) 災害時に安全な場所へ行ける道をつくる

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、幹線道路とともに緑地や緑道が避難者の通行路として重要な役割を果たしていた。そのため、災害時における多様な避難経路として水と緑のネットワークを活用できるように配置する。

2) 災害時に常住者、別荘者、観光客の生命を守るオープンスペースをつくる

救援活動の拠点としては、町の緑の拠点となる風越公園のほかに地域の中心となる近隣公園、地区公園を地域の防災の拠点として活用できるように公園を配置する。

(4) 保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える

1) 郷土の歴史・文化と結びついた緑地の保全

旧三笠ホテルなどの文化財や史跡の周辺は緑の濃い自然緑地や別荘地となっているが、そのほとんどが民地であることから、緑地が喪失してしまう可能性がある。そのため、周辺地権者との十分な調整のもとに保全方策を講じていく。また、歴史国道整備事業が進められている追分宿地区では、建造物の復元・修復とともに、周辺の緑の保全や創出を推進し、地区全体で歴史的景観の形成をめざす。

2) 軽井沢町固有の草地景観をのこす

軽井沢町原風景である草地景観を残す発地地区から杉瓜地区にかけての農地を保全する。農地の保全に当たっては、農業生産という農地本来の機能の維持が前提となるため、農業施策との十分な調整を図りながら草地景観を残していく。

草地景観を永続的に残すために、レクリエーション施設内において、建物などの施設の建設にあつ

では、施設事業者との十分な調整を図っていく。また、自然地のまま残されている部分については緑地保全地区などの指定も視野に入れた調整を図っていく。

3) 地域特性に対応した身近な緑を増やす

①住宅地

別荘地と比べて居住エリアの緑地量は少ないため、居住エリア全体の緑地量を増やしていくことをめざす。緑化の方策としては、小中学校などの公共施設の緑化を推進しそれを波及させて地区計画などにより生け垣や庭木の植栽などの整備を促進していく。また、居住エリア内には樹齢の長い大木があり、中軽井沢地区にはケヤキの大木が地区のランドマークともなっている。これらの大木を保存していく仕組みづくりを推進していく。

②商業地

商業地では、夏期に木陰を作り出す街路樹や買物客が休憩するための小広場など商業活性化策と連携して緑を増やしていく。

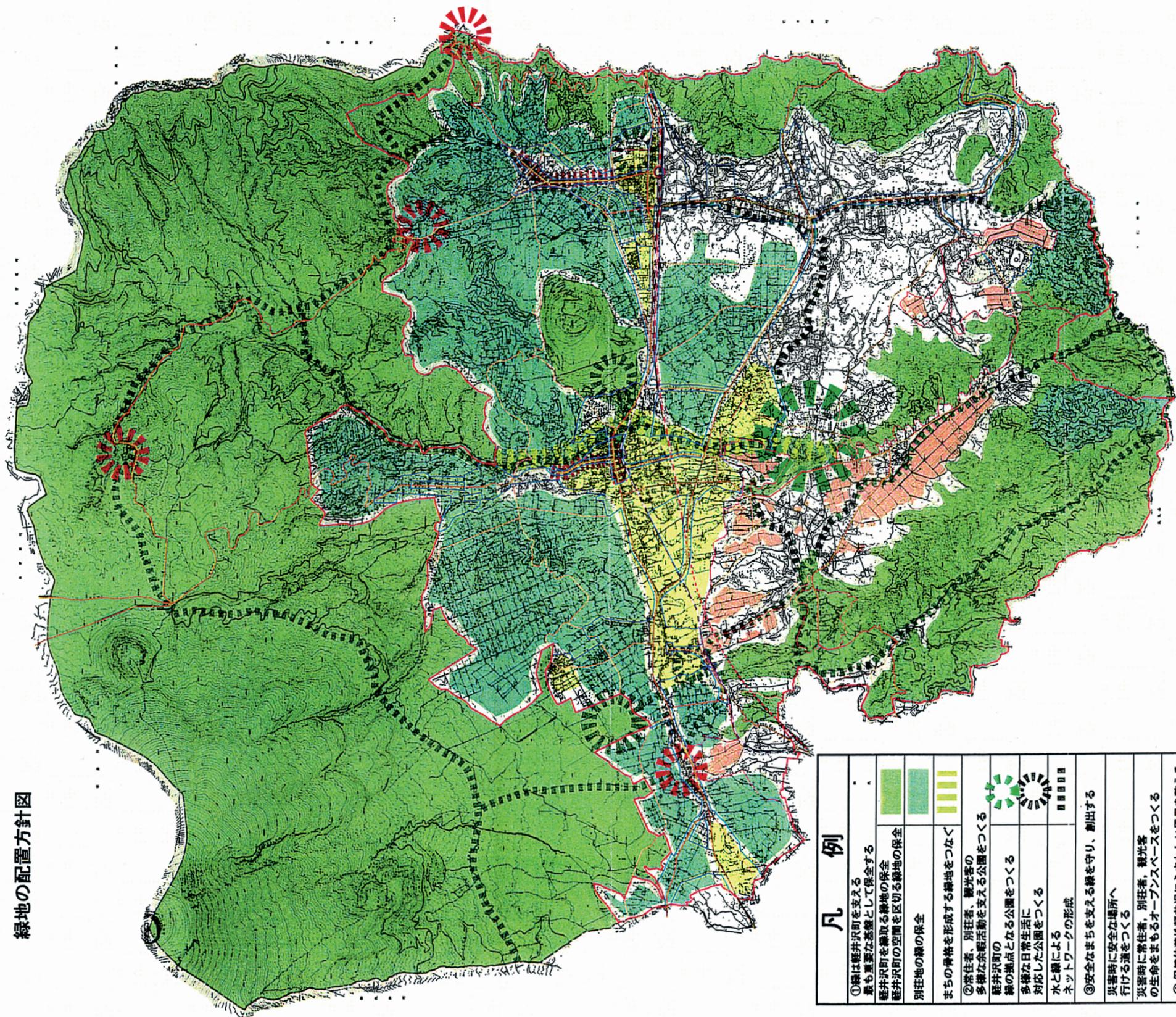
図 3-16 緑地の配置方針と主な緑地

緑地の配置方針	主な緑地	
緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する	町北部の都市計画区域外国有林 東部、南部の樹林地	
軽井沢町を縁取る緑地の保全	離山 八風山から風越山に続く樹林地	
別荘地の緑の保全	樹林地に近い別荘地	
まちの骨格を形成する緑地をつなぐ	湯川と周辺緑地(湯川都市緑地)	
常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる	風越公園、浄化管理センター 地域の中心となる公園	地区、近隣公園：軽井沢東部、中部、西部の各地域 (軽井沢南部地域：風越公園を位置づける)
軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる	身近な公園	街区公園、運動場、児童遊園、湯川都市緑地
多様な日常生活に対応した公園をつくる	河川と周辺緑地 林道 幹線道路などの歩道	湯川、泥川、矢ヶ崎川などの川 信濃路自然歩道、小瀬林道など (主) 下仁田軽井沢線、地域連絡道路など
水と緑のネットワークの形成		
安全なまちを支える緑を守り、創出する	幹線道路 緑道	15m以上の道路の緑化と沿道緑地の保全 10m以上の緑道の緑化と沿道緑地の保全
災害時に安全な場所へ行ける道をつくる	避難、救援活動の拠点 地域の防災拠点	風越公園、レクリエーション施設(民間) 地区公園、近隣公園
災害時に、常住者、別荘者、観光客の生命を守るオープンスペースをつくる		
保健休養地軽井沢にふさわしい風景を整える	文化財、景勝地 農地(農用地区域)	旧三笠ホテル、旧碓氷峠見晴台、白糸の滝 追分宿周辺
郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地の保全	住宅地 商業地 公共施設ゾーン 大木・巨木	住宅地、社寺林などの緑 商業地の小広場など 役場、病院等の公共施設の緑化
軽井沢町固有の草地景観をのこす		
地域特性に対応した身近な緑を増やす		

図 3-17 緑地の配置方針図

軽井沢町緑の基本計画

緑地の配置方針図



凡 例	
①緑は軽井沢町を支える最も重要な基盤として保全する	
軽井沢町を構成する緑地の保全	
軽井沢町の空間を区切る緑地の保全	
別荘地の緑の保全	
まちの骨格を形成する緑地をつなぐ	
②常住者、別荘者、観光客の多様な余暇活動を支える公園をつくる	
軽井沢町の緑の拠点となる公園をつくる	
多様な日常生活に対応した公園をつくる	
水と緑によるネットワークの形成	
③安全なまちを支える緑を守り、創出する	
災害時に安全な場所へ行ける道をつくる	
災害時に常住者、別荘者、観光客の生命をまもるオープンスペースをつくる	
④保護休養地軽井沢にふさわしい風景を整える	
郷土の歴史・文化と密接に結びついた緑地の保全	
軽井沢町固有の車地景観をのこす	
地域特性に対応した身近な緑を増やす	
住宅地	
商業地	

1:20,000